# 第３章　各種サービス等の状況

## Ⅰ　ともに生きる

### 住　　宅

#### 障害のある人向け公営住宅

本市内には、次表のような障害のある人向けの公営住宅があります。

なお、市営住宅で、車いす利用者向け住宅19戸のうち９戸、身体障害者手帳１～４級向け住宅12戸のうち７戸がシルバーハウジングに併設され、生活援助員が１日１回の安否確認や生活相談に応じています。

1. 障害のある人向け住宅（令和２年４月１日現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 主　体 | 種　　　　類 | 戸　数 | 入居者数 | タイプ |
| 金沢市 | 車いす利用者向け | 19戸 | 22人 | 1LK5戸､2DK4戸､2LDK4戸､3DK6戸 |
| 身体障害者手帳1～4級の人向け | 12 | 20 | 2LDK9戸､3DK3戸 |
| 石川県 | 車いす利用者向け | 77 | 101 | 1DK6戸、1LDK33戸、2DK6戸、  2LDK24戸、3DK4戸、3LDK4戸 |

（注）石川県については、県全体の数

#### 金沢福祉用具情報プラザ（住宅改修モデル展示）

住宅改修をするにあたり、廊下や扉の幅、手すりやスイッチの高さなど、どのくらいが適当で、どのような工夫ができるのか等、日常生活を快適にするいろいろなことを体験することができます。また、専門職員による住宅改修についてのアドバイス、自宅へ訪問しての相談も実施しています。

1. バリアフリーな住生活の改善出張相談件数 単位：件

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 件　　数 | 24 | 14 | 6 | 3 | 3 |

#### 身体に障害のある人の住まいづくり助成

身体に障害のある人が自立した日常生活を過ごせるように住居を整備する場合に、その資金の一部を助成するものです。助成制度の対象は、身体障害者手帳１・２級（下肢・体幹部）所持者および３級所持者の一部で、助成限度額は、生活保護世帯は100万円（助成率100%）、所得税または市民税非課税世帯は70万円（助成率90%）、所得税額５万円以下の世帯は50万円（助成率70%）です。

1. 身体に障害のある人の住まいづくり助成実績

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 件　　数　（件） | 66 | 66 | 49 | 62 | 60 |
| 助成総額（千円） | 19,555 | 20,805 | 15,752 | 17,040 | 18,340 |

（注）件数および助成総額には高齢者分を含む。所得税または市民税の対象となる所得は、７月から12月受付分は前年分、１月から６月受付分は前々年分です。

### 金沢市障害者差別解消支援地域協議会

障害者差別解消法第17条に基づき、障害を理由とする差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うため、行政・教育・福祉・事業者・法曹関係者で構成する金沢市障害者差別解消支援地域協議会を平成29年３月に設置しました。

1. 金沢市障害者差別解消支援地域協議会開催状況

単位：回

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 専門委員会 | 2 | 2 | 2 |

### 権利擁護

#### 成年後見制度

成年後見制度では、できる限り利用者本人の判断能力を生かし、自立した生活ができるよう、従来の禁治産・準禁治産制度を改めた「法定後見制度」と自分自身の意思であらかじめ任意後見人を選任できる「任意後見制度」が定められ、今までよりも軽度の認知症高齢者・知的障害のある人・精神に障害のある人にも柔軟な対応が可能となりました。

成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する成年後見制度利用支援事業を障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として実施しています。令和２年10月末現在の利用は16件です。

なお、金沢市では、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会（市社協）内に「金沢権利擁護センター」を設置し、障害や認知症などにより判断能力が低下した人を対象とする成年後見制度の利用に関する相談・支援や権利擁護に関する人材の育成などを行っています。

1. 成年後見制度の利用に関する相談・支援の件数（市社協） 単位：件

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対　象　者 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 知的障害のある人 | 109 | 126 | 107 | 57 | 70 |
| 精神に障害のある人 | 94 | 55 | 77 | 29 | 72 |

#### 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用支援事業）

判断能力が不十分な人が安心して生活を送れるよう、本人と社会福祉協議会の契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業が実施されています。実施主体は県社会福祉協議会で、直接の支援は市社会福祉協議会が行っています。令和２年３月末現在、本市における契約人数は、114人(うち、障害のある人は67人）です。

1. 日常生活自立支援事業の利用者数 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数 | 139 | 145 | 124 | 105 | 114 |

### 虐待の防止

障害者虐待防止法に定められている市町村障害者虐待防止センターの機能は、市障害福祉課が担当しており、虐待に関する通報や相談等に対応するとともに、障害者虐待の防止および養護者に対する支援に関する広報や啓発活動を行っています。令和元年度の障害者虐待に関する相談・通報件数は34件あり、そのうち13件を虐待と判断しました。

### 防災・安全対策

#### 災害時要援護者援助計画

金沢市地域防災計画は、金沢市の地域における震災・風水害等の災害に係る金沢市および防災関係機関の処理すべき事務または業務に関して総合的な対策を定め、市民の生命、財産を各種災害から守る対策を総合的、計画的に実施することを目的としています。金沢市では、平成23年に発生した東日本大震災からの教訓等を踏まえ、震災対策計画、風水害等災害対策計画および事故災害対策計画の見直しを実施し、新たに原子力災害対策計画を作成しました。この金沢市地域防災計画は、「総論編」「計画編」に分けられています。

この計画は、地震や一般災害が発生した場合に実施すべき災害対策を定めており、障害のある人や高齢者等の災害時要援護者援助計画については、計画編　第１編「震災対策計画」および第２編「風水害等災害対策計画」にそれぞれ「要配慮者の安全確保」として述べられています。

なお、障害のある人への対応は次のとおりです。

①避難所、仮設住宅での巡回ケア

②社会福祉施設への緊急一時入所措置(ショートステイ)と特例的(定員外)入所措置の実施

③公共宿泊施設への緊急一時受入れ措置の実施

④近隣の社会福祉施設等の広域緊急一時入所措置（ショートステイ）の要請

⑤ホームヘルパー等の在宅訪問ケア

⑥入浴サービスの実施…社会福祉施設の開放

⑦障害のある人向けの応急仮設住宅の設置、仮設住宅への優先入居

⑧手帳、補装具、日常生活用具の再給付

⑨ＦＡＸ、インターネット、テレビ電話、文字放送機器の設置

⑩手話通訳や点字による情報提供

#### 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法の一部を改正する法律が平成26年４月１日に施行されたことにより、市町村には避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

さらに本市では、災害時の円滑かつ迅速な避難支援等につなげるため、平成31年３月に金沢市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定しました。これらの規定に基づき、高齢者や障害のある人などのうち、災害時に支援が必要と思われる人について、避難行動要支援者名簿を作成しています。

避難時の誘導や補助などの支援を希望する人が、登録された情報を平常時から地域の避難支援等関係者（自主防災組織（町会を含む）、民生委員、地区社会福祉協議会、消防分団）へ提供することについて同意することで、日頃からの見守りや災害時の安否確認、避難誘導などに役立てます。また、不同意の意思が明示されなかったときも、条例の規定により、名簿情報の提供に同意されたものとみなします。

避難行動要支援者は、高齢者（75歳以上のひとり暮らしの人、75歳以上の高齢者のみの世帯の人）、要介護認定者（要介護状態区分が要介護３以上の人）、障害のある人（身体障害者手帳の上肢、体幹、視覚、聴覚の障害が１・２級の人、身体障害者手帳の下肢の障害が１～３級の人、療育手帳Ａを所持する人）などです。

また、令和２年３月に新たなマニュアルとして避難行動支援者名簿活用ガイドブックを作成・配布し、説明会を随時行うなど、地域の避難支援等関係者等に対して説明を進めています。

　　　　このマニュアルでは、それぞれの地域の実情に応じて、安全な避難経路の確認、防災避難支援マップの作成、避難行動要支援者ごとの個別避難支援計画の作成や避難訓練の実施など平常時の取り組みについて示しており、地区における計画作成を進めていくこととしています。

#### 福祉避難所

平成23年度に災害時に指定避難場所での生活が困難な高齢者や障害のある人が安心して避難生活を送れるよう、二次的避難所である福祉避難所の検討会を立ち上げ、検討を行い、福祉避難所の開設・運営の方針を作成しました。平成24年度以降、各施設と協定締結を行っており、令和２年10月現在、災害時における福祉避難所の開設運営に関する協定を89施設（うち障害福祉施設等は、15施設）と締結しています。

今後も引き続き、対象となる事業者と福祉避難所に係る協定の締結を進めていくとともに、協定締結施設向けの研修会の開催や資機材の整備を支援するなど、各施設等と十分に連携し、適切な対応を図ります。

#### 緊急通報装置の給付

在宅の重度の障害のある人の世帯の不安等の解消を図るために、ペンダント式緊急通報装置を給付しています。対象世帯は、１～２級の身体に障害のある人のいる世帯であって、同居者は１～３級の身体に障害のある人または65歳以上の高齢者（65歳未満の健常者を含む世帯は除きます。) です。

1. 緊急通報装置受信委託状況 単位：台

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 委託台数 | 31 | 25 | 26 | 27 | 26 |

#### Ｎｅｔ１１９

平成26年11月９日にＮｅｔ１１９の運用を開始しました。Ｎｅｔ１１９とは、聴覚・音声・言語・そしゃく機能に障害のある人が携帯電話やスマートフォンからインターネットに接続し、消防車や救急車を要請することができるシステムです。本システムの対象エリアは、金沢市、かほく市、津幡町および内灘町であり、令和２年10月現在110人が登録しています。

### 在宅生活支援サービス

#### 居宅介護

障害者総合支援法の障害福祉サービスとして位置づけられている居宅介護は、障害のある人が自宅で、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに生活等に関する相談および助言その他の生活全般にわたる援助を受けられるサービスで、「身体介護」と「家事援助」および「通院介助」等を合わせたサービスです。利用者数は年々増加しています。

1. 居宅介護の利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数　（人） | 497 | 543 | 550 | 587 | 601 |
| 利用延時間数（時間／月） | 11,256 | 11,471 | 11,827 | 13,257 | 13,493 |

#### 重度訪問介護

障害者総合支援法の障害福祉サービスとして位置づけられている重度訪問介護は、重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは重度の精神障害のため行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人が、自宅で見守りを含む長時間にわたる介護（身体介護・家事援助）と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。利用者数、利用延時間数とも増加傾向にありましたが、令和元年度は減少しました。

1. 重度訪問介護の利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数　（人） | 13 | 14 | 16 | 17 | 14 |
| 利用延時間数（時間／月） | 877 | 1,059 | 1,887 | 1,883 | 1,013 |

#### 行動援護

障害者総合支援法の障害福祉サービスとして位置づけられている行動援護は、知的障害または重度の精神障害により、行動上著しい困難を有する人（危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援助を必要とする人）であって、常に介護を要する人が行動する際の危険を回避するための援護や移動中の介護や排せつ・食事の介護など必要な援助を受けられるサービスです。この５年間の利用者数は、各年20人程度となっています。

1. 行動援護の利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数　（人） | 20 | 23 | 19 | 23 | 21 |
| 利用延時間数（時間／月） | 339 | 359 | 254 | 275 | 325 |

#### 短期入所

障害者総合支援法の障害福祉サービスとして位置づけられている短期入所は、自宅で介護を行う人の病気などの理由により、短期間、夜間も含めて、施設で入浴、排せつや食事の介護等を受けられるサービスです。短期入所は、障害者支援施設等が行う「福祉型」と、病院・診療所・介護老人保健施設が行う「医療型」があります。

1. 短期入所の利用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 延利用者数（人／月） | 福祉型 | 216 | 221 | 204 | 189 | 188 |
| 医療型 | 17 | 18 | 23 | 29 | 27 |
| 利用延日数（日／月） | 福祉型 | 623 | 816 | 938 | 772 | 766 |
| 医療型 | 65 | 122 | 135 | 143 | 164 |

### 入居施設

#### グループホーム

共同生活援助（グループホーム）とは、共同生活を行う住居に入居している人が、主として夜間において、共同生活を行う住居で行われる相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を受けられるサービスです。

令和元年10月現在、グループホーム利用者は425人、そのうち知的障害のある利用者は224人、精神に障害のある利用者は180人、身体に障害のある利用者は21人となっています。

1. グループホーム利用状況 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 平成27年10月 | | | 平成28年10月 | | | 平成29年10月 | | | 平成30年10月 | | | 令和元年10月 | | |
| 知的障害 | 精神障害 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 身体障害 |
| 利用者数 | 151 | 138 | 16 | 151 | 149 | 16 | 185 | 150 | 18 | 202 | 177 | 22 | 224 | 180 | 21 |

#### 福祉ホーム事業

福祉ホームは、現に住居を求めている障害のある人に対して、低額な料金で、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、地域生活を支援することを目的とします。福祉ホーム事業は、平成18年10月から障害者自立支援法の地域生活支援事業としており、福祉ホームは市内に２か所あります。

1. 福祉ホーム利用状況 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数 | 7 | 6 | 7 | 7 | 6 |

#### 施設入所支援

障害者支援施設に入居する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受けられるサービスです。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入居者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づくすべての入所施設は、平成24年度までに障害者自立支援法に基づく障害者支援施設に移行しました。なお、新体系へ移行前の入所施設のサービスを「旧法施設支援（入所）」といいます。

1. 施設入所支援利用状況 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数 | 453 | 458 | 451 | 455 | 446 |

#### 自立生活援助

施設入所支援やグループホームを利用していた人達を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスで、平成28年６月に公布された障害者総合支援法の改正により新設されました。施行は平成30年度からでしたが、平成30年度の利用はなく、令和元年度は１人の利用があったのみです。

### 福祉機器

#### 金沢福祉用具情報プラザ

金沢福祉用具情報プラザは、身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を通じ、障害のある人や高齢者等の社会・日常生活における自立の促進を図ることを目的に、平成14年６月１日に開館しました。事業内容等は以下のとおりです。

①福祉用具と住宅改修モデルの展示

②専門職員による福祉用具や住宅改修などの相談、訪問相談

③福祉用具や住宅改修の最新情報の提供

④福祉用具や住宅改修などの研修の開催

⑤イベントなどの開催とサークル活動や各種教室などの支援

1. 金沢福祉用具情報プラザ展示福祉用具（令和２年４月現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 代　表　的　な　用　具 | 点 数 |
| 治療訓練用具 | 投薬ケース、褥瘡予防マットレス、褥瘡予防クッション | 56 |
| 義肢・装具 | 腰椎コルセット、上肢支持バランサー | 5 |
| パーソナルケア関連用具 | 衣服、下着、トイレ用具、おむつ、入浴用具など | 345 |
| 移　動　機　器 | 車いす、電動四輪車、歩行器・歩行車、杖、移動用リフト | 416 |
| 家　事　用　具 | 調理器具、箸、スプーン、皿など | 95 |
| 家具・建具、建築整備 | 電動ベッド、シーツ、テーブル、いすなど | 136 |
| コミュニケーション関連用具 | 視覚障害者用時計、拡大読書器、認知症高齢者徘徊感知器、受話音増幅装置など | 82 |
| 操　作　用　具 | 環境制御装置、スイッチ、回転ハンドルなど | 64 |
| レクリエーション用具 | 園芸用具、スポーツ用具、玩具など | 6 |

#### 補装具（車いす、補聴器等）の交付・修理

障害者総合支援法に基づく身体の機能障害を補う必要のある場合に交付または修理する補装具は、下肢装具、補聴器、車いすなどが多く交付・修理されています。

1. 補装具の交付・修理実施状況 単位：件

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | 平成27年 | | 平成28年 | | 平成29年 | | 平成30年 | | 令和元年 | |
| 交付 | 修理 | 交付 | 修理 | 交付 | 修理 | 交付 | 修理 | 交付 | 修理 |
| 義　肢 | 義　　　　　　手 | 2 | 2 | 6 | - | 3 | - | 4 | - | 8 | - |
| 義　　　　　　足 | 13 | 22 | 18 | 25 | 13 | 18 | 10 | 21 | 10 | 20 |
| 装　具 | 下　　　　　　肢 | 63 | 17 | 61 | 14 | 44 | 13 | 46 | 21 | 82 | 16 |
| 靴　　　　　　型 | 7 | 1 | 4 | 4 | 4 | 2 | 6 | 1 | 8 | - |
| 体　　　　　　幹 | 1 | 1 | 3 | - | - | - | - | - | - | - |
| 上　　　　　　肢 | 1 | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - |
| 座位保持装置 | | 32 | 42 | 34 | 44 | 31 | 44 | 31 | 42 | 27 | 51 |
| 盲人安全つえ | | 26 | 1 | 27 | - | 23 | - | 22 | - | 29 | - |
| 義　　　　　　　　　　眼 | | 8 | - | 4 | - | 4 | - | 7 | - | 8 | - |
| 眼　鏡 | 矯正眼鏡 | 6 | - | 3 | 2 | 3 | - | 3 | - | 7 | - |
| 遮光眼鏡 | 16 | - | 11 | - | 15 | - | 13 | 2 | 14 | - |
| 弱視眼鏡 | 2 | - | - | - | 1 | 1 | - | - | 2 | - |
| 補聴器 | 高度難聴用ポケット型 | 12 | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 | 3 | - | 1 | - |
| 高度難聴用耳掛け形 | 56 | 27 | 64 | 26 | 48 | 22 | 65 | 22 | 48 | 23 |
| 重度難聴用ポケット型 | 2 | 2 | 5 | 2 | 3 | - | 3 | 2 | 1 | 2 |
| 重度難聴用耳掛け型 | 45 | 42 | 31 | 31 | 58 | 28 | 21 | 27 | 33 | 27 |
| 耳あな型（レディメイド） | 1 | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - |
| 耳あな型（オーダーメイド） | 2 | 1 | 5 | 1 | 2 | 2 | 8 | 1 | 2 | 4 |
| 骨導式ポケット型 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 骨導式眼鏡型 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 車いす | 普通型 | 36 | 129 | 19 | 107 | 15 | 113 | 34 | 106 | 16 | 97 |
| その他 | 35 | 29 | 17 | 29 | 9 | 25 | 21 | 35 | 17 | 20 |
| 電動車いす | | 9 | 99 | 6 | 66 | 10 | 61 | 5 | 65 | 8 | 64 |
| 座位保持いす | | 8 | - | - | - | - | 1 | 3 | - | 9 | - |
| 起立保持具 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 歩行器 | | 8 | 1 | 6 | 1 | 4 | 2 | 9 | 2 | 7 | 1 |
| 頭部保持具 | | 7 | - | - | - | - | - | 1 | - | 1 | - |
| 排便補助具 | | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 歩行補助つえ | | 3 | - | 13 | - | 5 | - | 7 | - | 6 | - |
| 重度障害者用意思伝達装置 | | - | 1 | 3 | 1 | 2 | - | 4 | - | 1 | 1 |
| 計 | | 401 | 418 | 343 | 354 | 301 | 333 | 326 | 347 | 345 | 326 |

#### 日常生活用具給付等事業

在宅の重度の障害のある人の日常生活を容易にするため、特殊寝台、入浴補助用具などの給付等を行う身体障害者福祉法および児童福祉法で定められていた日常生活用具給付等事業は、平成18年度から障害者自立支援法の地域生活支援事業に移行しました。その実績は、図表３－３－17のとおり、ストマ用装具などの排泄管理支援用具の給付が多くなっています。

1. 日常生活用具給付件数の実績 単位：件／月

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| 自立生活支援用具 | 4 | 4 | 6 | 5 | 5 |
| 在宅療養等支援用具 | 4 | 3 | 6 | 7 | 3 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 8 | 5 | 7 | 8 | 9 |
| 排泄管理支援用具 | 853 | 806 | 766 | 993 | 1,063 |
| 居宅生活動作補助用具 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

#### ねたきりの重度の障害のある人の紙おむつ支給

ねたきりの重度の障害のある人に紙おむつを支給することにより、衛生を保つとともに介護にあたる家族の経済的負担の軽減を目的としています。１日あたりの給付枚数は、パンツ型２枚、平型５枚で、所得制限があります。

1. ねたきりの重度の障害のある人の紙おむつ支給状況 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 支給人数 | 31 | 27 | 27 | 24 | 22 |

### ボランティア活動

#### 金沢ボランティア大学校

ボランティアに関する基本や幅広い視野を身につけ、継続的なボランティアとして活躍できる人を養成することを目的として、公益社団法人金沢ボランティア大学校が中央公民館彦三館内に設置され、福祉、国際交流、観光、環境など８コースを実施しています。

1. 金沢ボランティア大学校入学生の推移 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | こども  福祉 | 高齢者  福祉 | 歴史  遺産 | 国際  交流 | 文化 | 観光 | 環境 | 地域  づくり | 計 |
| 平成28年度 | 41 | 17 | 45 | 45 | 44 | 45 | 32 | 19 | 288 |
| 平成29年度 | 35 | 26 | 45 | 38 | 45 | 45 | 25 | 18 | 277 |
| 平成30年度 | 28 | 23 | 45 | 43 | 45 | 45 | 18 | 15 | 262 |
| 令和元年度 | 29 | 26 | 40 | 39 | 40 | 40 | 22 | 12 | 248 |
| 令和２年度 | 11 | 10 | 25 | 16 | 25 | 25 | 15 | 24 | 151 |

（注）令和２年度開講コースに基づき記載

#### 研修・講座施設（金沢市松ケ枝福祉館）

福祉のまちづくりを推進する拠点施設として、障害のある人・高齢者・児童の自主的・創造的な活動の推進、福祉・保健に関する相談・支援活動の実施や研修会等の開催、ボランティアの養成や各福祉団体との連携を図ることなどを目的として設置したものです。福祉・保健相談室、会議室、生きがい活動室、日常生活訓練室などを備えているほか、金沢市社会福祉協議会や金沢市身体障害者団体連合会などの福祉関係団体の事務所も入館しています。

#### ボランティア団体

福祉ボランティア活動を行っている市民のために、金沢市社会福祉協議会が「ボランティアセンター」を設置しています。ボランティアセンターでは、ボランティアの登録や活動のあっせんを行っており、令和２年３月現在、ボランティア団体として登録しているのは329団体、登録人員は個人登録を合わせて15,122人となっています。

1. ボランティア登録団体・登録人員の推移

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | グループ登録 | | 個人登録 | 登録人数計 |
| 団体数 | 人　　数 | 人　　数 |
| 平成27年度 | 287団体 | 15,890人 | 3,172人 | 19,062人 |
| 平成28年度 | 301 | 16,551 | 3,491 | 20,042 |
| 平成29年度 | 317 | 16,189 | 3,141 | 19,330 |
| 平成30年度 | 304 | 10,990 | 3,252 | 14,242 |
| 令和元年度 | 329 | 11,628 | 3,494 | 15,122 |

（注）年度末現在

#### 障害者団体

障害のある人やその家族が自主的に結成し運営している団体のうち、市と連携を図りながら活動している団体には、次表のものがあります。これらの団体の活動は、ともすれば社会的な活動への参加が不足しがちな障害のある人の生活において、共通の問題や課題に対処するという側面ばかりでなく、ふれあいの場、交流の場となっています。

1. 障害者団体

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団　　体　　名 | 人 数 | 団　　体　　名 | 人 数 |
| 金沢手をつなぐ親の会 | 600人 | 金沢市聴力障害者福祉協会 | 140人 |
| 金沢市身体障害者団体連合会 | 600 | 石川県自閉症協会 | 103 |
| 石川県肢体不自由児協会金沢支部 | 110 | 金沢市精神障害者家族会 | 80 |
| 石川県筋ジストロフィー協会金沢支部 | 10 | 日本てんかん協会石川県支部 | 64 |
| 石川県脊髄損傷者協会金沢支部 | 20 | 日本リウマチ友の会石川支部 | 100 |
| 金沢市視覚障害者協会 | 170 | 金沢市脳卒中リハビリテーション友の会 | 40 |

（注）令和２年４月１日現在

#### 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目的とした民間組織です。市内の福祉団体や市民団体、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、社会福祉施設、ボランティア団体などにより組織され、社会福祉に関する調査研究および協議、広報、地区社協・民生委員児童委員・ボランティア等への活動支援、障害のある人等への支援事業などを行っています。障害のある人に関連する事業として次のものがあります。

・金沢障害者就業・生活支援センター事業および障害者雇用定着促進事業の実施

・日常生活自立支援事業の実施

・車いす利用者の移送サービス（メルシーキャブサービス）の実施

・社会就労センター（セルプ）等の障害のある人の関連施設の手作り製品を展示・販売する福祉ショップ「いきいきギャラリー」の運営

・地域活動支援センター事業の実施

・金沢福祉用具情報プラザの運営

・障害児・者福祉施設連絡会の運営

・まちぐるみ福祉活動推進事業（支援を必要とする人の見守りネットワーク）

・ボランティアセンターの運営

・ノーマライゼーション理念の普及（ふれあいコンサート・福祉のつどいの開催等）

#### 善隣館

善隣館とは、昭和９年に金沢市野町方面委員部常務委員の安藤謙治氏によって開設された「第一善隣館」を発端として、金沢市方面委員・民生委員によって、市内19か所に、地域住民に対する社会事業と社会教育を行うための「拠点施設」として設立された隣保館です。各時代のニーズに応えて、託児所、授産所、診療所などの経営や各種相談事業、さらには、児童クラブやデイサービス事業などを運営して、今日に至っています。現在、社会福祉法人の11館が運営しています。

#### 公益財団法人金沢健康福祉財団

地域包括ケアシステムおよび地域医療の推進を図るため、医療および福祉サービスの提供ならびに健康教育の普及啓発を行うことにより、医療および福祉に関する総合的なサービス向上を図り、市民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的に、平成31年４月、金沢総合健康センターと金沢市福祉サービス公社を母体とする金沢健康福祉財団が設立されました。

金沢健康福祉財団の障害のある人向けサービスとしては、受託事業として、障害支援区分認定調査事業、基幹相談支援センター管理運営事業、パソコンサロン管理運営事業等があり、障害者総合支援事業として、居宅介護事業、共生型生活介護事業（通所介護事業所の運営）および相談支援事業があります。

## Ⅱ　働　　く

### 職業紹介・訓練

#### 公共職業安定所における障害のある人の職業紹介状況

令和元年度の金沢公共職業安定所管内の障害のある人の新規求職申込件数は1,140人（身体に障害のある人309人、知的障害のある人および精神に障害のある人831人）で、前年度とほぼ同数でした。就職件数は588人（身体に障害のある人135人、知的障害のある人および精神に障害のある人453人）でした。

また、年度末現在の登録者数は6,858人（身体に障害のある人2,662人、知的障害のある人および精神に障害のある人4,196人）で対前年度比6.5％の増加となりました。このうち就業中の人は3,934人（身体に障害のある人1,615人、知的障害のある人および精神に障害のある人2,319人）で同4.0％の増加です。

1. 障害のある人の職業紹介状況の推移 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  年度 | 新規求職  申込件数 | | 就職件数 | | 年度末現在登録者数 | | | | | | | |
| 全　　　数 | | 有効求職者数 | | 就業中の人 | | 保　留　中 | |
| 身体 | 知的精神 | 身体 | 知的精神 | 身体 | 知的精神 | 身体 | 知的精神 | 身体 | 知的精神 | 身体 | 知的精神 |
| 平成27 | 284 | 593 | 165 | 391 | 2,343 | 2,823 | 369 | 701 | 1,521 | 1,603 | 453 | 519 |
| 平成28 | 288 | 803 | 133 | 469 | 2,475 | 3,218 | 417 | 757 | 1,552 | 1,812 | 506 | 649 |
| 平成29 | 269 | 821 | 116 | 468 | 2,576 | 3,574 | 397 | 843 | 1,566 | 1,959 | 613 | 772 |
| 平成30 | 292 | 843 | 127 | 512 | 2,602 | 3,838 | 393 | 878 | 1,604 | 2,180 | 605 | 780 |
| 令和元 | 309 | 831 | 135 | 453 | 2,662 | 4,196 | 389 | 928 | 1,615 | 2,319 | 658 | 949 |

資料：金沢公共職業安定所

1. 障害のある人の職業紹介状況（令和元年度） 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分  項　目 | | 身体に障害のある人 | | 知的障害のある人、精神に障害のある人 | |
|  | うち重度の障害のある人 |  | うち知的障害のある人 |
| 職業紹介 | 新規求職申込数 | 309 | 139 | 831 | 112 |
| 就職件数 | 135 | 69 | 453 | 84 |
| 新規登録者数 | | 157 | 71 | 380 | 54 |
| 年度末現在登録者数 | 計 | 2,662 | 1,241 | 4,196 | 1,123 |
| 有効求職者数 | 389 | 182 | 928 | 99 |
| 就業中の者 | 1,615 | 760 | 2,319 | 873 |
| 保留中の者 | 658 | 299 | 949 | 151 |

資料：金沢公共職業安定所

#### 石川障害者職業能力開発校

障害のある人に対する職業訓練については、障害のない人と同様に職業訓練を受けることが可能な人は、できるだけ一般の公共職業能力開発施設において実施することとしています。しかし、障害のない人と同様に職業訓練を受けることが困難な人には、その身体的または知的な障害等に配慮して職業訓練を行う施設として障害者職業能力開発校を設置し、訓練科目、訓練方法等について特別の配慮を加えつつ、その能力に応じた職業訓練を実施しています。現在、全国に障害者職業能力開発校は17校（国立11校、府県立６校）設置されています。

○入校・修了状況

石川障害者職業能力開発校は定員80人ですが、近年の修了者数は30人前後となっています。

1. 入校・修了状況

資料：石川障害者職業能力開発校

○科別入校状況

令和元年度の応募者数が定員を上回ったのは、一般事務科だけでした。入校者は男性が６割以上を占めています。

1. 石川障害者職業能力開発校の入校状況（令和元年度） 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 訓練科名 | 課程 | 定　員 | 応募者数 | 入　校　者　数 | | |
| 計 | 男　性 | 女　性 |
| 機械製図科 | 普通 | 10 | 6 | 4 | 3 | 1 |
| 電子機器科 | 普通 | 10 | 6 | 5 | 5 | - |
| 製版科 | 普通 | 10 | 8 | 7 | 5 | 2 |
| 陶磁器製造科 | 普通 | 10 | 9 | 9 | 8 | 1 |
| 一般事務科 | 普通 | 20 | 21 | 16 | 6 | 10 |
| 生産実務科 | 短期 | 20 | 3 | 2 | - | 2 |
| 計 | | 80 | 53 | 43 | 27 | 16 |

資料：石川障害者職業能力開発校

○年齢・学歴・援護・障害理由別入校生の状況

令和元年度の入校生は、年齢では35～54歳、学歴では高校卒と短大卒以上が多くなっています。障害理由では、先天的と疾病で４分の３以上を占めています。

1. 石川障害者職業能力開発校の年齢・学歴・援護・障害理由別入校生の状況（令和元年度）

単位：人

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分　　 性別 | | 計 | 男　性 | 女　性 |
| 計 | | 43 | 27 | 16 |
| １　年　　齢 | ①18　　　　 ～　　　　 25　　　　歳 | 5 | 2 | 3 |
| ②26 　～ 　34　 歳 | 6 | 2 | 4 |
| ③35　 ～　 54　 歳 | 25 | 17 | 8 |
| ④55　 歳 　以　 上 | 7 | 6 | 1 |
| ２　学　　歴 | ①中学卒 | 4 | 4 | - |
| ②高校卒 | 20 | 12 | 8 |
| ③短大卒以上 | 19 | 11 | 8 |
| ３　援　　護 | ①中高年齢失業者等求職手帳所持者 | 21 | 13 | 8 |
| ②雇用保険受給者 | 22 | 14 | 8 |
| ③その他 | - | - | - |
| ４　障害理由 | ①先天的 | 6 | 3 | 3 |
| ②疾病 | 27 | 18 | 9 |
| ③産業災害 | - | - | - |
| ④交通災害 | - | - | - |
| ⑤その他 | 10 | 6 | 4 |

資料：石川障害者職業能力開発校

○修了生の就業状況

令和元年度は入校生43人でしたが、中途退校者が12人あったため、修了者は31人でした。修了者31人のうち14人が他人に雇用されています。

1. 石川障害者職業能力開発校の令和元年度修了生就業状況（令和２年３月末現在）

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 訓練科名 | Ａ　入校者数 | Ｂ　中途退校者数 | Ｃ　修了者数 | 修了者の内訳 | | | | | | 他人に雇用された  人の事業所の規模 | | | | |
| 他人に雇用された人 | | | 族従事者  自営又は家 | 進学等 | 養含む）  その他（療 | 29人以下 | 30～99人 | 100～299人 | 300～499人 | 500～以上 |
|  | うち女性 | |
| 機械製図科 | 4 | - | 4 | 3 | | - | - | - | 1 | - | - | - | - | 3 |
| 電子機器科 | 5 | 2 | 3 | 2 | | - | - | - | 1 | - | - | 1 | - | 1 |
| 製版科 | 7 | - | 7 | 3 | | 1 | - | - | 4 | - | - | - | - | 3 |
| 陶磁器製造科 | 9 | 4 | 5 | - | | - | - | - | 5 | - | - | - | - | - |
| 一般事務科 | 16 | 6 | 10 | 4 | | 2 | - | - | 6 | - | 1 | - | - | 3 |
| 生産実務科 | 2 | - | 2 | 2 | | 2 | - | - | - | - | - | - | - | 2 |
| 計 | 43 | 12 | 31 | 14 | | 5 | - | - | 17 | - | 1 | 1 | - | 12 |

資料：石川障害者職業能力開発校

#### 石川障害者職業センター

石川障害者職業センターは、障害のある人に対して、就職に向けての職業相談・支援から就職後のフォローアップまで、一連の職業リハビリテーションサービスをハローワークとの連携のもとに行っています。具体的には、職業生活における自立を最も効果的に果たすことができるように、その人の職業能力や職業適性等の把握（職業評価）を行い、その結果をもとに就労や職場定着に向けた支援の方法や内容、具体的目標を盛り込んだ「職業リハビリテーション計画」（支援プラン）を協議して作成します。

さらに、センター内の作業支援室において、課題の改善および対処方法の整理、職業に関する知識の取得などの支援（職業準備支援）および精神に障害のある人向けのプログラムとしてＳＳＴやグループミーティング等を行う「自立支援カリキュラム」を行っています。

また、実際に支援スタッフが職場を訪問し、業務遂行上の課題の軽減・改善、障害のある人と事業主・現場の従業員との橋渡しを行い、問題解決できるように必要な支援（ジョブコーチ支援）を行うとともに、うつ病などの精神疾患により休職中の人に対して、復職に向けてのウォーミングアップの場を提供することで、円滑な職場復帰を支援し、職場への助言などを行い、職場適応を図るサービス（リワーク支援）を行っています。

1. 石川障害者職業センターの業務内容別取扱状況（令和元年度） 単位：件

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分  対象者 | 職業  相談 | 職業  評価 | 職場適  応指導 | 職業準備  支援事業 | ジョブコ  ーチ支援  事業 | 職場復  帰支援 | 合　計 |
| 身体に障害のある人 | 32 | 16 | 52 | - | 24 | - | 124 |
| 知的障害のある人 | 67 | 34 | 159 | 26 | 124 | - | 410 |
| 精神に障害のある人 | 511 | 573 | 367 | 468 | 166 | 1,681 | 3,766 |
| そ　　 の 　　他  (うち発達障害のある人) | 322  (297) | 226  (209) | 227  (195) | 697  (630) | 223  (186) | -  (-) | 1,695  (1,517) |
| 計 | 932 | 849 | 805 | 1,191 | 537 | 1,681 | 5,995 |

（注）対象者の「その他」は、療育手帳や身体障害者手帳を所持していない人等である。

資料：石川障害者職業センター

### 就労促進

#### 障害者新規就労援護事業

職業訓練施設（特別支援学校を含みます。）を修了して、新たに就労する障害のある人の自立の助長を図るため、就職支度経費の一部を支給（支給額２万円）しています。令和元年度は35人に支給しました。

1. 障害者新規就労援護事業実施状況 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 給付者数 | 33 | 29 | 28 | 25 | 35 |

#### 障害者継続雇用奨励金の交付

障害のある人の自立を助長するため、就職が特に困難な障害のある人等を新たに雇い入れた事業主に対し助成する国の特定求職者雇用開発助成金の助成期間が満了になった後も公共職業安定所を通じて就労している障害のある人を引き続き雇用している事業主に継続雇用奨励金を支給しています。交付期間は２年間で、交付月額は国の対象区分に応じて、24,000円（重度）または22,000円（軽度）です。令和元年度は134か所の事業所と159人の障害のある人に交付しました。

1. 障害者継続雇用奨励金交付実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 交付事業所数（か所） | | 200 | 211 | 182 | 126 | 134 |
| 対  象  者  数 | 重　　度（人） | 64 | 69 | 61 | 49 | 53 |
| 軽　　度（人） | 233 | 274 | 171 | 98 | 106 |
| 計　　（人） | 297 | 343 | 232 | 147 | 159 |

#### 金沢市障害者雇用定着促進事業

障害のある人の一般雇用を促進するため、職場開拓から、現場でのアドバイス、就労後のフォローアップまで、ジョブコーチ（職場適応援助者）が一貫して支援します。この事業は、市社会福祉協議会に委託して実施しています。

#### 喫茶「友愛」等の開設

障害のある人の就労を支援するため、市役所等の施設内で喫茶コーナーを設け、その運営を障害者団体に委託しています。

1. 喫茶「友愛」等の開設状況

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　称 | 開　設　場　所 | 名　　称 | 開　設　場　所 |
| 喫茶友愛 | 金沢市第一本庁舎２階市民ホール | 友愛ショップ | 金沢駅百番街あんと内 |
| ほんだの森 | 金沢歌劇座地下１階 | 福祉ショップひまわり | 近江町交流プラザ３階 |
| 福祉喫茶つづみ門 | 金沢福祉用具情報プラザ１階 |  |  |

#### 心身障害者社会参加促進事業

在宅の障害のある人が生きがいと社会への順応性を身につけるため、適切な指導のもとに軽作業（市役所各課における封筒づめ等）に従事しています。

1. 心身障害者社会参加促進事業実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 延 人 数　（人） | 619 | 623 | 591 | 581 | 530 |
| 支払総額（千円） | 1,823 | 1,940 | 1,813 | 1,857 | 1,821 |

### 多様な働く場

#### 就労支援

障害福祉サービスである就労支援４事業の利用者は年々増加しています。増加が著しいのは、就労継続支援Ａ型とＢ型です。平成30年度から開始した就労定着支援の利用者はあまり多くありません。

1. 就労支援利用状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 就労移行支援 | 利用者数（人） | 108 | 132 | 126 | 112 | 83 |
| 利用延日数（日） | 1,736 | 1,990 | 2,005 | 1,553 | 1,375 |
| 就労継続支援Ａ型 | 利用者数（人） | 368 | 426 | 442 | 468 | 459 |
| 利用延日数（日） | 7,482 | 8,740 | 9,035 | 9,451 | 9,306 |
| 就労継続支援Ｂ型 | 利用者数（人） | 704 | 772 | 828 | 882 | 937 |
| 利用延日数（日） | 12,587 | 13,618 | 13,950 | 14,219 | 15,320 |
| 就労定着支援 | 利用者数（人） |  |  |  | 15 | 25 |
| 利用延日数（日） | 15 | 25 |
| 合　計 | 利用者数（人） | 1,180 | 1,330 | 1,396 | 1,477 | 1,504 |
| 利用延日数（日） | 21,805 | 24,348 | 24,990 | 25,238 | 26,026 |

#### 障害者施設等通所運賃助成

就労移行支援事業所、就労継続支援Ｂ型事業所および地域活動支援センター（従前の小規模作業所および小規模授産施設に限ります。）へ通所している人に、通所に要するバス・電車運賃の一部を助成しています。

1. 障害者施設等通所運賃助成状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 助成人数　（人） | 42 | 40 | 40 | 35 | 32 |
| 助成総額（千円） | 1,325 | 1,307 | 1,290 | 1,167 | 1,071 |

#### 地域生活支援給付費（地域活動支援センター事業費）

従前の心身障害者小規模作業所や精神障害者小規模作業所を地域活動支援センターとして登録して、利用者に対する地域生活支援給付費を支給しています。

1. 地域生活支援給付費支給状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 給付対象施設（か所） | 19 | 18 | 16 | 16 | 14 |
| 給 付 総 額 （千円） | 135,647 | 111,437 | 94,517 | 89,120 | 89,628 |

## Ⅲ　得　　る

### 各種手当・年金の支給

障害のある人の手当としては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当および特別児童扶養手当と、市単独事業の外国人障害者福祉手当があります。障害を理由とする年金としては、厚生年金の加入者が障害者となった場合に支給される障害厚生年金と、国民年金を含むすべての公的年金制度の加入者が障害者となった場合に支給される障害基礎年金があります。

1. 各種手当の受給状況（令和２年４月１日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 手　当　名 | 受給対象者 | 手当月額 | 受給者数 |
| 特別障害者手当 | 重度の障害が重複するなどにより、常に特別の介護を必要とする20歳以上の人 | 27,350円 | 319人 |
| 障害児福祉手当 | 重度の障害があるため、常に介護を必要とする20歳未満の人 | 14,880円 | 195人 |
| 経過的福祉手当 | 20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者であって、特別障害者手当および障害基礎年金のいずれも受けることができない人 | 14,880円 | 11人 |
| 特別児童扶養手当 | 障害があるため介護を必要とする20歳未満の人を養育している父・母または養育者 | １級（重度障害）  52,500円  ２級（中度障害）  34,970円 | 337人  385人 |
| 外国人障害者福祉手当 | 昭和57年の国民年金法改正前に20歳に達していた在日外国人の障害のある人で、障害基礎年金等を受給できない人 | 20,000円 | 3人 |
| 障害基礎年金 | 公的年金制度の加入者が障害者となった場合 | １級（重度障害）  円  ２級（中度障害）  円 | 人  人 |

### 心身障害者扶養共済制度加入助成

心身障害者扶養共済制度に加入している心身に障害のある人の保護者に対し、２口目の掛金の一部を助成し、掛金の負担の軽減を図っています。

1. 心身障害者扶養共済加入助成事業実施状況 単位：件

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 助成件数 | 77 | 67 | 65 | 64 | 57 |

## Ⅳ　豊かに育つ

### 幼児教育・療育

#### 幼児相談室（通所指導・育児相談）

富樫、此花、駅西の３相談室で、発達が心配される児童を対象に、保育士が親子の楽しい遊びを通して、子育てや発達の悩みについて保護者の相談に応じています。

1. 幼児相談室利用状況（延べ人数） 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 富樫幼児相談室 | 2,230 | 2,429 | 2,279 | 1,784 | 1,658 |
| 此花幼児相談室(旧:森山) | 1,809 | 1,903 | 1,660 | 1,129 | 1,195 |
| 駅西幼児相談室（旧:八日市） | 1,313 | 1,295 | 951 | 1,062 | 1,180 |
| 計 | 5,352 | 5,627 | 4,890 | 3,975 | 4,033 |

#### 保育所・認定こども園（統合保育、交流保育）

令和２年４月現在、本市には、市立保育所13か所、私立保育所30か所、計43か所の保育所があり、管外の保育所を含め3,698人が通っています。そのうち、障害のある児童とともに過ごす統合保育を実施しているのは、34か所で、利用児童数は90人となっています。認定こども園は、県立１か所、私立85か所、計86か所あり、管外の認定こども園を含めて10,231人が通っています。そのうち、統合保育を実施しているのは、53か所で、利用児童数は130人です。また、保育所や認定こども園では、児童発達支援施設に通う障害のある児童との交流保育も実施しています。

なお、保育所および幼稚園に比して認定こども園が多いのが本市の特徴です。

1. 市内にある保育所・認定こども園

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 保育所 | | こども園 | | 合　　計 | |
| 施 設 数 | 児 童 数 | 施 設 数 | 児 童 数 | 施 設 数 | 児 童 数 |
| 県立 | -か所 | -人 | 1か所 | 87人 | 1か所 | 87人 |
| 市　立 | 13 | 1,027 | - | - | 13 | 1,027 |
| 私　立 | 30 | 2,629 | 85 | 10,071 | 115 | 12,700 |
| 管外（委託） | 8 | 42 | 34 | 73 | 42 | 115 |
| 計 | 51 | 3,698 | 120 | 10,231 | 171 | 13,929 |

（注）令和２年４月１日現在

1. 統合保育実施状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 保育所 | 実施か所数（か所） | 82 | 67 | 55 | 50 | 34 |
| 利 用 児 数 （人） | 197 | 177 | 147 | 132 | 90 |
| こ  ど  も  園 | 実施か所数（か所） | 6 | 22 | 38 | 39 | 53 |
| 利 用 児 数 （人） | 13 | 54 | 80 | 101 | 130 |
| 合　計 | 実施か所数（か所） | 88 | 89 | 93 | 89 | 87 |
| 利 用 児 数 （人） | 210 | 231 | 227 | 233 | 220 |

（注）各年３月末日現在

#### 幼稚園（特別支援教育、交流教育）

令和２年５月現在の幼稚園数は、独立行政法人１か所、私立19か所、合わせて20か所で、園児数は2,418人となっています。本市では､障害のある児童の私立幼稚園への就園を推進するため、特別支援教育を実施する私立幼稚園・幼稚園型認定こども園の設置者に対し、運営費の一部として、障害のある児童１人につき年額392,000円の助成を行っています。また、幼稚園においても、保育所の交流保育と同様の交流教育を実施しています。

1. 市内にある幼稚園

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区 　分 | 施 設 数 | 児 童 数 |
| 独立行政法人 | 1か所 | 100人 |
| 私　　　　立 | 19 | 2,318 |
| 計 | 20 | 2,418 |

（注）令和２年５月現在

（注）平成20年４月１日現在

1. 私立幼稚園心身障害児就園運営費補助金助成状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 幼稚園数（か所） | 6 | 6 | 6 | 5 | 7 |
| 対象児童数（人） | 6 | 6 | 6 | 5 | 7 |
| 助成総額（千円） | 2,352 | 2,156 | 2,352 | 1,960 | 2,645 |

### 障害のある児童への支援

整備法により児童福祉法等が改正され、平成23年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」へ、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」へと一元化されました。また、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。

#### 児童発達支援

児童発達支援は、療育が必要な就学前児童やその家族が、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の支援を身近な地域において受けられるサービスです。令和元年度は、132人が月平均約11日利用しました。

1. 児童発達支援利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用児数（人／月） | 105 | 109 | 123 | 134 | 132 |
| 利用延日数（日／月） | 1,197 | 1,326 | 1,358 | 1,389 | 1,460 |

#### 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援とは、保育所等（幼稚園、小学校、特別支援学校および認定こども園等を含みます。）に通うまたは通う予定の障害のある児童に対して、その児童が通う保育所等に児童発達支援センター等の職員が訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行うものです。図表３－３－44のとおり、利用児は非常に少なくなっています。

1. 保育所等訪問支援利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用児数（人／月） | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 利用延日数（日／月） | 3 | 1 | 2 | 1 | 1 |

#### 障害児入所支援

障害児入所支援は、障害種別にかかわらず、「福祉型障害児入所施設」および「医療型障害児入所施設」に分けられています。「福祉型障害児入所施設」は、障害のある児童の保護、日常生活の指導および独立生活に必要な知識技能の付与を行う施設とされており、「医療型障害児入所施設」は、これらに加え「治療」を行う施設とされています。

1. 障害児入所支援利用状況 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 福祉型障害児入所施設 | 15 | 17 | 12 | 11 | 6 |
| 医療型障害児入所施設 | 21 | 21 | 22 | 19 | 18 |
| 合　　　計 | 36 | 38 | 34 | 30 | 24 |

#### 医療的ケア児移動介護支援事業

人工呼吸器等を装着している障害のある児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある児童（「医療的ケア児」といいます。）に対する支援体制の充実を推進するため、医療的ケア児が外出する際に看護職員が医療的ケアを伴う移動介護を行う「医療的ケア児移動介護支援事業」を平成２年度から実施しています。ひとり親家庭や複数の障害のある人等がいる家庭など、特別の事情があると認められる家庭については、利用時間の拡大および通学支援を適用し、医療的ケア児の社会参加の拡大と保護者の負担軽減を図ります。

#### 障害児相談支援

障害児相談支援とは、障害のある児童に対する「障害児支援利用計画案」の作成と、サービス等の利用状況の検証（モニタリングといいます。）等の支援を行うことをいいます。利用件数は、年々増加しています。

1. 障害児相談支援利用状況 単位：件／月

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用件数 | 117 | 127 | 165 | 205 | 231 |

#### 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校に就学している障害のある児童が、授業の終了後や学校の休業日または夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に受けられるサービスで、学校教育と相まって障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後時間帯等における居場所づくりを促進するサービスです。放課後等デイサービスは、利用児数、利用延日数とも、年々増加しています。

1. 放課後等デイサービス利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用児数（人／月） | 431 | 500 | 570 | 641 | 669 |
| 利用延日数（日／月） | 4,637 | 5,977 | 7,131 | 8,459 | 8,645 |

#### 放課後児童クラブ

放課後や長期休暇中に子どもが安心して過ごすことができる放課後児童クラブは、令和２年５月現在、99か所あります。そのうち、障害児受け入れクラブは35か所、利用障害児数は59人です。

1. 放課後児童クラブの利用実績（各年５月）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 放課後児童クラブ数（か所） | 88 | 95 | 95 | 97 | 99 |
| 障害児受け入れクラブ数（か所） | 41 | 35 | 31 | 35 | 35 |
| 利 用 障 害 児 数 （人） | 70 | 70 | 54 | 60 | 59 |

#### 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害のある児童等が日中において活動する場を確保することにより、介助者の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を提供する事業です。

1. 日中一時支援事業の利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数（人／月） | 180 | 160 | 148 | 157 | 146 |
| 利用延回数（回／月） | 740 | 672 | 606 | 677 | 597 |

## Ⅴ　学　　ぶ

### 学校教育等

#### 特別支援学校

本市には、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱および知的障害対象として、県立の特別支援学校がそれぞれ１校ずつ設置され、知的障害対象として、独立行政法人の特別支援学校が１校設置されています。また、隣の野々市市に肢体不自由と知的障害対象の特別支援学校があり、本市からの在学児がいます。

1. 特別支援学校への就学状況（令和２年４月現在） 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 学校名 | 所在地 | 設置者 | 本市の在学児数 | | | | |
| 幼稚部 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 計 |
| 視覚障害 | 石川県立盲学校 | 金沢市 | 石川県 | - | 1 | 2 | 3 | 6 |
| 聴覚障害 | 石川県立ろう学校 | 金沢市 | 石川県 | - | 4 | 4 | 5 | 13 |
| 肢体不自由 | 石川県立いしかわ特別支援学校 | 金沢市 | 石川県 | - | 35 | 11 | 24 | 70 |
| 〃 | 石川県立明和特別支援学校 | 野々市市 | 石川県 | - | 1 | 1 | - | 2 |
| 病弱・虚弱 | 石川県立医王特別支援学校 | 金沢市 | 石川県 | - | 2 | 2 | 1 | 5 |
| 知的障害 | 石川県立いしかわ特別支援学校 | 金沢市 | 石川県 | - | 63 | 42 | 99 | 204 |
| 〃 | 石川県立明和特別支援学校 | 野々市市 | 石川県 | - | 55 | 34 | 56 | 145 |
| 〃 | 金沢大学人間社会学域教育学類附属特別支援学校 | 金沢市 | 独立行政法人 | - | 15 | 14 | 24 | 53 |
| 計 | 8校 |  |  | - | 176 | 110 | 212 | 498 |

1. 特別支援学校本市児童・生徒数の推移 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和２年 |
| 視覚障害 | 小学部 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 |
| 中学部 | 2 | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 高等部 | 8 | 10 | 9 | 7 | 3 |
| 聴覚障害 | 小学部 | 6 | 5 | 5 | 5 | 4 |
| 中学部 | 8 | 5 | 4 | 3 | 4 |
| 高等部 | 8 | 11 | 9 | 8 | 5 |
| 肢体不自由 | 小学部 | 25 | 26 | 32 | 37 | 36 |
| 中学部 | 17 | 20 | 18 | 12 | 12 |
| 高等部 | 30 | 30 | 31 | 27 | 24 |
| 病　　　弱 | 小学部 | 2 | 2 | 3 | 4 | 2 |
| 中学部 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 |
| 高等部 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 知的障害 | 小学部 | 82 | 97 | 107 | 118 | 118 |
| 中学部 | 69 | 55 | 49 | 60 | 76 |
| 高等部 | 117 | 124 | 146 | 150 | 155 |
| 合　　　計 | 小学部 | 118 | 133 | 149 | 166 | 161 |
| 中学部 | 97 | 82 | 75 | 78 | 96 |
| 高等部 | 164 | 177 | 196 | 193 | 188 |

（注）各年４月現在

#### 障害のある児童生徒の学級等

本市には、小学校が56校、中学校が29校あり、令和２年５月現在、35,974人の児童生徒が通学しています。障害のある児童生徒の学級等として、特別支援学級においては、知的障害特別支援学級が76学級、自閉症・情緒障害特別支援学級が80学級、肢体不自由特別支援学級が９学級、病弱・身体虚弱特別支援学級が２学級あります。また、通級指導教室においては、ことばの教室が20学級、きこえの教室が３学級、ＬＤ・ＡＤＨＤ教室が９学級設置されています。なお、通級指導教室に通級する児童生徒に対して交通費の実費相当額を負担しています。

肢体不自由の児童生徒が通学している学校には、その状態により、階段昇降機の配備を行っています。

1. 小学校・中学校数と児童生徒数（令和２年５月現在）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 小　　学　　校 | | 中　　学　　校 | |
| 学 校 数 | 在学児数 | 学 校 数 | 在学児数 |
| 独立行政法人 | 1校 | 642人 | 1校 | 469人 |
| 県　　　　立 | - | - | 1 | 359 |
| 市　　　　立 | 54 | 23,007 | 25 | 11,047 |
| 私　　　　立 | 1 | 111 | 2 | 339 |
| 計 | 56 | 23,760 | 29 | 12,214 |

（注）私立については、金沢市在住者の数

1. 小学校・中学校の特別支援学級・通級指導教室在籍児童生徒数（令和２年５月現在）

　 　単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | 学  級  数 | 在学児数 | | | | | | | | | |
| 小学校 | | | | | | 中学校 | | | 計 |
| １年 | ２年 | ３年 | ４年 | ５年 | ６年 | １年 | ２年 | ３年 |
| 特別支援学級 | 知的障害 | 76 | 33 | 29 | 32 | 26 | 25 | 30 | 22 | 18 | 21 | 236 |
| 自閉症･情緒障害 | 80 | 31 | 37 | 28 | 37 | 27 | 41 | 29 | 34 | 26 | 290 |
| 肢体不自由 | 9 | 2 | - | 1 | 2 | 2 | 2 | - | - | - | 9 |
| 病弱･身体虚弱 | 2 | - | 1 | 1 | 1 | - | - | - | - | 2 | 5 |
| 通級指導  教　　室 | ことば | 20 | 32 | 40 | 55 | 31 | 37 | 43 | 12 | 8 | 9 | 267 |
| きこえ | 3 | - | 3 | 3 | 3 | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | 18 |
| ＬＤ･ＡＤＨＤ | 9 | 11 | 24 | 22 | 20 | 18 | 19 | 15 | 11 | 12 | 152 |

1. 小学校・中学校の特別支援学級・通級指導教室在籍児童生徒数の推移（各年５月現在）　 　単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和２年 |
| 小 学 校 | 596 | 631 | 673 | 730 | 751 |
| 中 学 校 | 195 | 194 | 191 | 191 | 224 |
| 計 | 791 | 825 | 864 | 921 | 975 |

#### 特別支援教育就学奨励費

特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に、就学に必要な費用（学用品費や給食費等）の一部を援助しています。

障害のある児童生徒の就学に係る特殊事情にかんがみ、保護者等の経済的負担を軽減することで、特別支援教育の普及奨励に努めています。

1. 特別支援教育就学奨励費実績（令和元年度）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 小　学　校 | | 中　学　校 | | 合　　　計 | |
| 人数（人） | 支給額  （千円） | 人数（人） | 支給額  （千円） | 人数（人） | 支給額  （千円） |
| 学用品費・通学用品購入費 | 167 | 715 | 43 | 378 | 210 | 1,093 |
| 校外活動費等参加費 | 173 | 177 | 35 | 37 | 208 | 214 |
| 新入学児童生徒学用品費等 | 22 | 524 | 19 | 504 | 41 | 1,028 |
| 修学旅行費 | - | - | 19 | 524 | 19 | 524 |
| 通学費 | 12 | 94 | 25 | 1,109 | 37 | 1,203 |
| 学校給食費 | 167 | 3,580 | 61 | 1,509 | 228 | 5,089 |
| 体育実技用具費 | - | - | 4 | 6 | 4 | 6 |
| 合　　　　計 | 541 | 5,090 | 206 | 4,067 | 747 | 9,157 |

#### 教育相談

○教育プラザにおける相談

教育プラザにおいては、市内に在住する児童生徒およびその保護者と教職員を対象に、主に学校生活での不適応や不登校、発達、就学その他教育相談全般について、面接による相談や学校等へ巡回を行う巡回専門相談などを実施し、継続的に相談に応じています。また、電話による相談も受けています。

1. 教育プラザにおける教育相談受理件数 単位：件

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 未 就 学 | 107 | 122 | 123 | 112 | 120 |
| 小 学 生 | 349 | 340 | 269 | 299 | 301 |
| 中 学 生 | 199 | 208 | 175 | 193 | 201 |
| そ の 他 | 3 | 9 | 21 | 16 | 16 |
| 計 | 658 | 679 | 588 | 620 | 638 |

○個人教育相談（就学相談）

次年度に就学を迎える障害のある園児の保護者に、希望により個人教育相談を実施しています。就学に関する情報の提供や、相談員が保育所等で園児の様子を観察しながら相談に応じています。

○教育支援委員会

1. 教育支援委員（令和元年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 分　　　　野 | 人数 |
| 医師  児童福祉を担当する者  特別支援教育を担当する教育職員  知識経験を有する者 | 4人  2  8  3 |

小学校新１年生および小・中学校在校生のうち、特別な支援を必要とする児童生徒の適切な就学について審議等を行います。委員は次の分野で選任され、任期は２年間です。

#### 教職員研修（特別な支援を必要とする児童生徒理解）

○特別支援学級等担当者・特別支援教育コーディネーター研修

特別支援教育の充実のため、特別支援学級等担当者研修を年５回（新任特別支援教育担当者研修を年１回、特別支援教育選択研修を年４回）、特別支援教育コーディネーター研修を年１回開催しています。そのほか、個別支援型の通級指導教室担当者訪問研修を年１～２回実施しています。

○通常の学級における特別支援教育

特別な支援を必要とする個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うため、年４回の特別支援教育選択研修を特別支援学級等担当者に加えて、通級指導教室、通常学級担当の全ての教職員が受講できるようにしています。

○特別支援教育支援員研修

特別な支援を必要とする児童生徒の理解と具体的な手立てについて、特別支援教育支援員を対象に年１回開催しています。

#### 特別支援教育支援員の派遣

特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うにあたり、「個別の教育支援計画」等に基づいた日常生活並びに学校活動上の支援をするために特別支援教育支援員を派遣しています。令和２年11月１日現在、73校に対して145名を派遣しています。

### 生涯教育

#### パソコンサロン

障害のある人や高齢者を対象に、パソコンやインターネットに触れる機会を提供する「パソコンサロン」を市内４か所（老人福祉センター松寿荘、老人福祉センター鶴寿園、卯辰山公園健康交流センター千寿閣、ライブ１）に設置しています。

#### 福祉バスの運行

障害のある人の社会参加の促進、および障害のある人を構成員とする団体等が健康の保持、親睦を図る等の事業を行うときに､福祉バスを運行しています。

1. 福祉バス運行事業の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 利用できる日 | 年末年始等以外はいつでも |
| 利用団体 | おおむね15人以上の団体 |
| 乗車人員 | １回につき23人(車いす利用者2人を含む) |
| 運行地域 | 北陸３県のみ、日帰り |
| 令和元年度運行実績 | 147件 |

## Ⅵ　遊　　ぶ

### 文化芸術活動等

#### アウトサイダー・アートへの支援

金沢市では、優れた芸術的才能をもつ知的障害のある人等の創作活動に対し、創作環境や発表の場などのサポートを行う等のアートによる就労活動支援事業を実施しています。その一環として、毎年、金沢21世紀美術館等でアウトサイダー・アート作品展を開催しており、アウトサイダー・アート作品をふらっとバス車内に展示した「金沢アウトサイダー美術館ｉｎふらっとバス」を運行しています。

また、令和２年度より、障害のある作家が創作活動により収益を得て自立できる仕組みの構築に向け、版権管理を軸としたビジネスモデルの実証実験「アウトサイダーアートプロジェクト」を開始しています。

#### 障害のある人の作品展等の開催

障害のある人への理解と交流を深めるとともに、障害のある人の芸術的表現を行う場として、福祉のつどいにおいて、障害のある人の作品展を開催しています。

#### いきいきギャラリー

高齢者および障害のある人の社会参加の促進と自立支援や生きがいづくり向上の場を提供するために、横安江町商店街にいきいきギャラリーを設置しています。

・高齢者等の個性と真心のこもった手作り品(焼菓子、手工芸品、陶芸品等)の展示・販売

・生きがい・福祉保健サービスに関する情報提供

#### ふれあいコンサート

障害のある人もない人も共に交流する場をより一層広めるため、福祉のつどいにおいて、地元障害者団体のコンサート（演奏・合唱）を開催しています。

#### 障害者グループ活動の育成

障害のある人の社会参加を促進するため、文化・芸術・スポーツ活動を行っている市内の10人以上の障害者グループに、その活動費の一部を助成（限度額９万円・５年間のみ）しています。

1. 障害者グループ活動育成事業実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 助成グループ数 | 3 | 4 | 4 | 3 | 3 |

#### 入場料等の減免

障害のある人の社会参加を促進し、生きがい・健康づくりの場を提供するために、金沢市の文化施設の入場料および体育施設の使用料の減免制度があります。

いずれも、窓口で手帳を提示することにより、介護者とともに通常よりも低い料金で利用できます。

### スポーツ・レクリエーション

#### 水泳療育訓練

水泳を通じて、肢体不自由児童および知的障害のある児童の機能回復を図るとともに、心理的効果・情緒の安定を図ることを目的としています。石川県肢体不自由児協会および金沢手をつなぐ親の会に委託して、毎月１回、市営西部市民体育会館プール（肢体不自由児童）および市営総合プール（知的障害のある児童）で実施しています。

1. 水泳療育訓練参加数 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 肢体不自由児童 | 140 | 133 | 173 | 167 | 117 |
| 知的障害のある児童 | 232 | 219 | 333 | 369 | 617 |

#### ダウン症児親子水泳教室

身体機能の回復を図るとともに、心理的効果を通じて障害の軽減と情緒安定を図るため、ダウン症の児童を対象とした親子水泳教室を実施しています。

1. ダウン症児親子水泳教室参加数　　　　　　　　　　　　　　　単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 参 加 児 数 | － | － | － | 242 | 243 |

#### ふれあい交流室（ホリデーサービス）

特別支援学校・特別支援学級等に通う児童が、夏休み・冬休み・春休みの長期休暇中も安全で充実した生活が送れるよう、文化的、体育的活動を取り入れた教室を市内２か所で実施しています。

1. ふれあい交流室参加状況 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 参 加 児 数 | 157 | 123 | 91 | 71 | 88 |

#### 障害者温泉療養

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者およびその介護者（重度の人のみ）に、指定宿泊施設での温泉療養にかかる費用の一部を助成（助成額 １回当たり1,000円）しています。

1. 障害者温泉療養事業実施状況 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数 | 587 | 697 | 558 | 510 | 389 |

#### 親子療育のつどい

知的障害のある児（者）が親とともに集団活動を行うことにより、生活経験の充実と体力増進による発達の促進を図るもので、毎年１回行っています。

1. 親子療育のつどい参加児数 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 参加児数 | 22 | 21 | 19 | 19 | 21 |

#### 身体障害者スポーツ教室の開催

身体に障害のある人のスポーツ振興と社会参加を図ることを目的に、スポーツ教室を開催しています。

1. 身体障害者スポーツ教室実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 開催回数（回） | 19 | 19 | 19 | 18 | 19 |
| 参加者数（人） | 448 | 458 | 420 | 315 | 259 |

#### 障害者高齢者体育館「駅西むつみ体育館」

障害のある人および高齢者が、気軽に安心してスポーツ、レクリエーション等を行うことにより、健康の保持・増進を図ることができる施設として建設されました。体育室、多目的室、機能回復訓練室、ボーリング室などを備えています。

#### 額谷ふれあい体育館

市民の健康の保持と増進を図るとともに、市民に心のふれあいの場を提供することを目的として設置しています。設備はバリアフリー仕様となっており、障害のある人の利用は無料です。バスケットボールコート２面の広さの競技場のほか、多目的室も設けています。

#### 鳴和台市民公園体育施設

温水プールと体育館を中心とする施設で、平成11年度にオープンしました。設備はバリアフリー仕様となっており、専用の車いすに乗ってプールに入る入水スロープや車いす対応の更衣室、シャワー室も設けています。

なお、毎年９月に「障害のある人の開放日」として、健康増進とスポーツレクリエーションの振興を図っています。

## Ⅶ　つきあう

### 交流活動

#### ほほえみスポーツフェスタ金沢

障害のある人もない人も共に交流を図ることを目的に、レクリエーション、軽スポーツ等を行っています。

#### 福祉のつどい

市民の参加による福祉のまちづくりを推進するとともに、福祉に携わる人の資質の向上を図ることを目的としています。

#### 友愛ショップ

金沢駅あんと内にあり、菓子類や日用品など障害者施設の授産製品を展示・販売しています。市民の障害者福祉への理解を深めてもらうことと障害者施設の活動を支援することを目的とし、金沢手をつなぐ親の会が運営しています。また、横安江町商店街内「いきいきギャラリー」、市役所内の喫茶「友愛」および近江町交流プラザでも、授産製品の販売を行っています。

### コミュニケーション・生活訓練

#### 手話奉仕員・要約筆記者（入門等）養成講座

聴覚に障害のある人等の福祉の増進を図ることを目的に、金沢市聴力障害者福祉協会に委託して、聴覚に障害のある人等の福祉に理解と熱意を有する人に各種講座を開催し、手話奉仕員等を養成しています。

1. 手話奉仕員・要約筆記者養成講座（入門等）修了者数の推移 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 手話奉仕員（入門） | 15 | 27 | 23 | 31 | 43 |
| 手話奉仕員（基礎） | 13 | 8 | 25 | 11 | 17 |
| 要約筆記（入門） | 8 | 11 | 8 | 4 | 5 |
| 要約筆記指導者 | 19 | 14 | 18 | 14 | 14 |

#### 手話通訳者・要約筆記者養成講座

石川県と共催で、社会福祉法人石川県聴覚障害者協会に委託して、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術および基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術および基本技術を習得した要約筆記者の養成を行っています。

1. 手話通訳者・要約筆記者養成講座受講者数の推移 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 手話通訳者養成講座 | 9 | 9 | 10 | 12 | 12 |
| 要約筆記者養成講座 | 11 | 16 | 14 | 13 | 10 |

#### 手話通訳者・要約筆記者の派遣

金沢市聴力障害者福祉協会に委託して、聴覚に障害のある人の社会生活の向上を図るため、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行っています。

1. 手話通訳者要約筆記者派遣事業実施状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 登録人数 | 手話通訳 | 82人 | 72人 | 76人 | 78人 | 81人 |
| 要約筆記 | 30 | 31 | 29 | 20 | 20 |
| パソコン要約筆記 | 20 | 21 | 21 | 17 | 19 |
| 派遣件数 | 手話通訳 | 1,337件 | 1,206件 | 1,307件 | 1,194件 | 1,252件 |
| 要約筆記 | 68 | 82 | 63 | 63 | 105 |
| パソコン要約筆記 | 56 | 97 | 121 | 101 | 72 |

#### 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、石川県と共催で、社会福祉法人石川県聴覚障害者協会に委託して、盲ろう者向け通訳・介助員の養成講座を行っています。

1. 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座受講者数の推移 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員養成講座 | 8 | 2 | 11 | 16 | 1 |

#### 盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

盲ろう者の社会生活向上を図るため、社会福祉法人石川県聴覚障害者協会に委託して、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行っています。

1. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣実施状況 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 盲ろう者向け通訳・介助員派遣 | 1,656 | 1,555 | 1,457 | 1,290 | 1,095 |

#### 生活支援事業

障害者生活訓練事業として行っていた次の５事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の生活支援事業として実施しています。

①　視覚障害者歩行訓練士派遣事業（平成11年発足）

中途失明の視覚に障害のある人に対して、歩行訓練士を派遣し、歩行訓練を実施することにより社会参加の第一歩を促すことを目的としています。石川県視覚障害者協会へ委託して、１日２人、１週２日、１回２時間程度実施しています。

②　盲ろう者生活訓練事業（平成13年発足）

視覚もしくは聴覚に障害のある人またはその家族や関係者に対して、コミュニケーション訓練や日常生活動作訓練を行うことにより、社会参加の促進と福祉の増進を図ることを目的としています。この事業は、石川盲ろう者友の会に委託して実施しています。

③　重度視覚障害者生活訓練事業（平成14年発足）

視覚に重度の障害のある人およびその家族や関係者に対して、コミュニケーション訓練およびＡＤＬ（日常生活）訓練を行うことにより、社会参加を促し福祉の増進を図ることを目的としています。この事業は、金沢市視覚障害者協会に委託して実施しています。

④　聴覚障害者生活訓練事業（平成14年発足）

聴覚に障害のある人（ろうあ者・難聴者を含みます）およびその家族や関係者に対して、日常生活上必要な訓練・指導を行うことにより、その自立を図り、生きがいを高めることを目的としています。この事業は、金沢市聴力障害者福祉協会に委託して実施しています。

⑤　障害者社会参加支援事業（平成10年発足）

在宅の障害のある人が、生きがいと社会への順応性を身につけるため、適切な指導のもとに軽作業（市役所各課における封筒づめ等）に従事しています。

1. 障害者生活訓練事業実施状況 単位：人（延利用者数）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 視覚障害者歩行訓練士派遣事業 | 155 | 153 | 157 | 158 | 165 |
| 盲ろう者生活訓練事業 | 120 | 123 | 108 | 111 | 125 |
| 重度視覚障害者生活訓練事業 | 114 | 120 | 132 | 128 | 118 |
| 聴覚障害者生活訓練事業 | 575 | 579 | 538 | 617 | 540 |
| 障害者社会参加支援事業 | 619 | 623 | 591 | 581 | 530 |

## Ⅷ　出かける

### 移動援助サービス

#### 同行援護

同行援護は、移動に著しい困難がある視覚に障害のある人の外出支援サービスであり、平成23年10月から障害福祉サービスに位置づけられました。地域生活支援事業の移動支援事業として行っていたもののうち、視覚に障害のある人の外出支援サービスが同行援護とされたものです。なお、移動支援を選択し、引き続き利用することもできます。

1. 同行援護実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数　（人） | 29 | 26 | 30 | 26 | 30 |
| 利用延時間数（時間／月） | 300 | 345 | 354 | 345 | 346 |

#### 移動支援事業

移動支援事業は、障害があることにより、外出することが困難な視覚に障害のある人、全身性障害のある人、知的障害のある人または精神に障害のある人が、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出支援を行うものです。この事業は、ガイドヘルパー事業といわれていましたが、平成18年10月から地域生活支援事業の必須事業として市が実施することになり、市の登録を受けた事業所がサービスを提供しています。なお、平成23年10月から、視覚に障害のある人へのサービスは、同行援護でも対応することになりました。なお、同行援護を選択せずに、引き続き移動支援を利用することもできます。

1. 移動支援事業実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数 （人／月） | 521 | 584 | 566 | 591 | 469 |
| 利用延時間数（時間／月） | 5,901 | 6,084 | 5,510 | 6,028 | 4,449 |

#### メルシーキャブサービス

車いすのまま乗車することのできる仕様の自動車を、講習を受けたボランティアが運転し、車いす利用者の外出および社会参加を支援するとともに、市民相互の連帯と共感に基づく市民参加による福祉のまちづくりを推進することを目的としています。会員制・低料金で、市内および近郊の希望する場所から場所への送迎を行っています。運営は、金沢市社会福祉協議会に委託しています。

1. メルシーキャブサービス利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 登録利用会員数（人） | 200 | 206 | 203 | 210 | 198 |
| 運転協力会員数（人） | 104 | 101 | 86 | 84 | 80 |
| 延利用回数（回） | 3,471 | 3,480 | 2,781 | 2,545 | 2,382 |

（注）「登録利用会員数」「運転協力会員数」は各年度末現在

#### 福祉タクシー利用助成

バス等を利用することが困難な重度の障害のある人に、外出の機会と社会参加を促進するため、タクシー利用料金の一部（小型車の初乗り運賃相当額）を助成しています。所得制限等がありますが、助成対象となるのは、下肢障害の１・２級、視覚・体幹障害の１～３級、内部障害１級および療育手帳Ａを所持する人に36枚綴り、また、精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する人には24枚綴りのチケットを年間１冊交付しています。

1. 福祉タクシー利用助成状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 交付者数　（人） | 3,977 | 3,989 | 4,082 | 4,180 | 4,216 |
| 利用枚数　（枚） | 66,084 | 65,488 | 66,011 | 64,523 | 63,836 |
| 助成総額（千円） | 44,291 | 43,908 | 44,271 | 43,228 | 43,085 |

#### 身体障害者自動車・介助用自動車改造助成

身体に重度の障害のある人（上肢、下肢、体幹機能障害による身体障害者手帳１～３級所持者）が社会参加のため、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、その経費の一部を助成（限度額10万円）します。また、車いす使用者を介助している人が、車いす使用者の外出を容易にするための自動車改造に要する経費を助成（改造に要する経費の２分の１を助成。改造内容により段階的に限度あり。最高30万円）します。

1. 身体障害者自動車・介助用自動車改造助成状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数　（人） | 24 | 29 | 21 | 26 | 29 |
| 助成総額（千円） | 2,653 | 4,977 | 2,671 | 3,924 | 3,667 |

#### 障害者自動車運転免許取得費助成

18歳以上の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者又は精神障害者保健福祉手帳所持者が自動車運転免許を取得する際に、取得に要する経費の一部を助成（10万円以内）するものです。

1. 障害者自動車運転免許取得費助成状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数　（人） | 11 | 8 | 5 | 11 | 12 |
| 助成総額（千円） | 1,100 | 800 | 500 | 1,100 | 1,200 |

### 公共交通機関等

#### 金沢市における交通バリアフリー等の推進体系

「金沢市交通バリアフリー基本構想」等に基づき、ノンステップバスの導入促進やバス待ち環境の向上などに取り組んでいます。

　平成９年度　　「オムニバスタウン計画」策定

　平成12年度　　「新金沢市総合交通計画」策定

　平成13年度　　「金沢市交通バリアフリー基本構想」策定

　平成18年度　　「新金沢交通戦略」策定

平成19年度　　「金沢市交通まちづくり計画」策定

平成27年度　　「第２次金沢交通戦略」策定

《主な整備方針（金沢市交通バリアフリー基本構想）》

　・ノンステップバスの導入

　・バリアフリーバス停の整備

　・鉄道駅舎等におけるエレベーターの設置

　・視覚障害者誘導用ブロックの設置　　など

#### ノンステップバスの導入

新規にバス車両を導入する際にはノンステップバスを基本に進めています。

1. ノンステップバスの導入状況 単位：台

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 導入台数 | 13 | 1 | 24 | 5 | 3 |

1. 金沢市内を走るバス車両

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 北陸鉄道 | 北鉄金沢バス | 加賀白山 | 西日本ＪＲ | 小　計 | ふらっとバス | 合　計 |
| 総台数（台） | 129 | 157 | 12 | 21 | 319 | 14 | 333 |
| ノンステップバス（台） | 73 | 75 | 8 | 15 | 171 | 14 | 185 |
| 割合（％） | 56.6 | 47.8 | 66.7 | 71.4 | 53.6 | 100.0 | 55.6 |

（注）令和２年４月現在

#### バス停等のバリアフリー化

国庫補助制度の活用等により、鉄道駅バス乗り場、バス停、鉄道駅舎等のバリアフリー整備を促進しています。

平成21年度　バス停〔上屋等〕（若松、西金３丁目、武蔵ヶ辻）

平成22年度　バス停〔上屋等〕（錦丘高校前、伏見台、寺地）

平成23年度　バス停および待合室〔バスロケーションシステム〕（金沢駅西広場）

平成24年度　バス情報提供システム

平成25年度　バス停〔上屋〕（上諸江）

平成26年度　バス停〔上屋〕（金沢西高校）

平成27年度　バス停〔上屋〕（金沢赤十字病院前）

平成28年度　バス停〔上屋〕（四十万バス停）

平成29年度　バス停〔上屋〕（しじま台）

平成30年度　バス停〔上屋〕（額中学校前）

#### 金沢ふらっとバスの運行

まちなかの公共交通空白地域・不便地域における公共交通の利便性向上を図るとともに、障害のある人や高齢者等の日常的な地域内移動を支援するために「金沢ふらっとバス」を導入・運行しています。

「金沢ふらっとバス」とは、小型のノンステップバスで、手動式スロープや車いす固定装置がついているため、高齢者等が楽に乗り降りでき、車いすの人も１人で乗車できるようになっています。また、バス停の間隔が約200ｍ、運賃もワンコイン（100円）と、地域の人たちが気軽に利用しやすいバスです。

#### ＩＣカードの導入

バス・鉄道乗車時のバリアフリー化のため、小銭の用意や運賃表での運賃の確認が不要となるＩＣカードを導入しています。なお、北陸鉄道のＩＣカード「ＩＣａ」では、バスに乗車するとポイントが貯まる「金沢エコポイントシステム」も導入しています。

平成16年度　北陸鉄道「ＩＣａ」導入

平成26年度　西日本ジェイアールバス「ＰＩＴＡＰＡ」導入

平成29年度　ＪＲ西日本・ＩＲいしかわ鉄道「ＩＣＯＣＡ」導入

### 道路・建築物・公園等

#### 道　路

本市では、平成元年度より障害のある人だけでなく、幼児から高齢者、妊産婦等も含めた「交通弱者」に対する配慮から、公共施設、小中学校を中心に既設歩道の切下げ、フラット化（バリアフリー化）を行っています。新設の歩道はこれまでのマウントアップ方式からセミフラット方式で整備しており、電線類の地中化による歩道空間の確保、裏道の整備手法としてのコミュニティ道路の整備等豊かで魅力ある歩道の整備に努めています。

また、交通安全関係者、一般市民も交えた「交通安全総点検」「バリアフリー総点検」を実施し、地域住民の要望に対応した道路整備を行うとともに、平成13年度に策定した「金沢市交通バリアフリー基本構想」および平成15年度に策定した「金沢市冬期バリアフリー計画」により指定した地区を重点的にバリアフリー整備しました。

しかし、歩道幅員の確保等をするうえで問題となるのは、車道幅員の減少、用地の確保（用地買収）等であり、住民の理解と協力がなければニーズに対応できない所もあります。

#### 一般建築物等

平成６年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（ハートビル法）が公布され、多くの特定建築物が認定されました。また、平成14年に同法の改正があり、あらたに2,000㎡以上の不特定多数が利用する建築物には利用円滑化基準への適合を義務付けされました。なお、この法律に基づく認定を受けた建築物には各種のメリットが与えられており、第一に公益的施設に対し、国および市の補助制度、第二に低利融資制度が活用できます。なお、平成18年に、ハートビル法は交通バリアフリー法と統合され、バリアフリー新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」となりました。

本市では、これらの制度の積極的な活用の促進を図り、「人にやさしい建物」の推奨に努めています。

さらに、平成９年の「石川県バリアフリー社会の推進に関する条例」が改正され、平成16年度から1,000㎡以上の不特定多数が利用する建築物には利用円滑化基準への適合が義務付けられました。

#### 公　園

金沢市では、公園におけるバリアフリー対策として、全ての市民が安心して公園を利用できるよう、平成３年度からバリアフリーに関する指針づくりに着手し、平成７年５月に、道路・公園・住宅等に関する「誰もが安心して暮らせるまちづくり整備指針」を公表しました。

平成４年度から新設の公園のバリアフリー対策はもちろん、既設公園についても、公園入口の段差解消、園路のスロープ化、背付きベンチの設置、車いす対応の水飲み設置、トイレのバリアフリー化などを計画的に実施しています。

## Ⅸ　すこやかに暮らす

### 疾病の予防と早期発見・早期治療

#### 妊産婦・乳幼児健康診査

金沢市は、中核市であって、保健所業務と市町村の両方の保健サービスの実施主体が同一であるというメリットがあり、母子保健の健康診査体制は、きめ細かく実施されています。

妊娠期から始まり、乳幼児期までの健康診査は、障害等を早期に発見し、早期に安全な分娩などの適切な援助等を講じるために行うもので、乳幼児の健康の保持増進を図るうえで非常に重要です。

1. 妊産婦・乳幼児健康診査（令和元年度）

１　医療機関委託

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 対象者数 | 受診者数 | 受 診 率 | 疾病異常又は問題のあった数 |
| 妊婦健康診査（１回目） |  | 3,497人 | 98.2％ | 614人 |
| （２回目） |  | 3,333 | 93.6 | - |
| （３回目） |  | 3,295 | 92.5 | - |
| （４回目） |  | 3,333 | 93.6 | - |
| （５回目） |  | 3,304 | 92.8 | - |
| （６回目） |  | 3,310 | 92.9 | - |
| （７回目） | 3,562人 | 3,279 | 92.1 | - |
| （８回目） |  | 3,282 | 92.1 | 1,254 |
| （９回目） |  | 3,090 | 86.7 | - |
| （10回目） |  | 2,955 | 83.0 | - |
| （11回目） |  | 2,841 | 79.8 | - |
| （12回目） |  | 2,696 | 75.7 | - |
| （13回目） |  | 2,252 | 63.2 | - |
| （14回目） |  | 1,505 | 42.3 | - |
| 産婦健康診査 | 3,428 | 3,035 | 88.5 | 119 |
| 乳児健康診査（１か月児） | 3,459 | 3,030 | 87.6 | 336 |
| （６か月児） | 3,311 | 3,213 | 97.0 | 183 |
| 幼児健康診査（１歳児） | 3,829 | 3,143 | 82.1 | 271 |
| （２歳児） | 3,465 | 2,185 | 63.1 | 226 |

（注）１　平成19年７月より妊婦健康診査の回数を２回から５回に拡大

２　平成21年４月より妊婦健康診査の回数を５回から14回に拡大

３　妊婦健康診査の「疾病異常又は問題のあった数」は、１回目と８回目のみ調査

２　福祉健康センター

①福祉健康センター実施健康診査の内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 目　　　　　的 | 内　　　　　　　　容 |
| ３か月児健康診査 | ３か月児においては、身体の発育・発達上の異常を発見するとともに保護者の育児不安に対応する。１歳６か月児・３歳児においては、身体発育・運動機能・視聴覚等の障害・精神発達の遅滞等の異常を早期に発見する。また、保護者の育児不安・ストレスを防ぐことにより、幼児の健康の保持および増進を図る。 | 小児科診察  股関節開排制限の有無、股関節ＸＰ  健康教育→・発育、発達、育児  　　　　　・離乳食デモンストレーション  　　　　　・生活リズムと睡眠 |
| １歳６か月児健康診査 | 健康教育→・発育、発達の特徴  　　　　　・事故防止、自我の芽生え  　　　　　・むし歯予防  小児科診察  精神面の発達相談（心理相談員による相談）  歯科健康診査 |
| ３歳児健康診査 | 小児科診察  視聴覚検診（自己検査とアンケート方式による確認）  精神面の発達相談（心理相談員による相談）  歯科健康診査 |

②３歳児視聴覚検診（令和元年度）：延人数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 対象児数 | 受診児数 | 受診率 | 問題ありの数 |
| ３か月児 | 3,311人 | 3,259人 | 98.4％ | 898人 |
| １歳６か月児 | 3,465 | 3,426 | 98.9 | 1,184 |
| ３歳児 | 3,574 | 3,507 | 98.1 | 1,266 |

③３歳児視聴覚検診（令和元年度）：延人数

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | | 視覚検診（％） | 聴覚検診（％） |
| 受診児数 | | | 3,507人（100 ） | 3,507人（100 ） |
| 総合判定 | 異常なし | | 3,178　（90.6） | 3,466 （98.8） |
| 異常あり | 精検から発見 | 179　 （5.1） | 12 （0.4） |
| 管理中・治療中 | 47 （1.4） | 22 （0.6） |
| 追跡中止 | | 103 （2.9） | 7 （0.2） |

④精密健康診査（医療機関委託）（令和元年度）：延人数

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | | 対象児数 | 受診児数 |
| １歳６か月児 | | 70人 | 66人 |
| ３歳児 | 一　般 |  | 325 |
| 眼　科 | 754 | 249 |
| 耳鼻科 |  | 21 |

#### 妊産婦・新生児・未熟児の家庭訪問

多胎、若年、育児不安、産後うつ等の精神的不安定のために、支援が必要な妊産婦に対し、心理的サポートや育児支援等のきめ細やかな家庭訪問を実施しています。

平成19年度から「元気に育て！赤ちゃん訪問事業」として、全出生世帯に保健師、助産師が家庭訪問をしています。

1. 家庭訪問実施状況（令和元年度）単位：延人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 妊産婦 | 新生児  (乳児含む) | 未熟児 |
| 訪問人数 | 3,561 | 3,223 | 393 |

### 健康の保持・増進

#### 健康相談（聴覚・整形外科・幼児精神発達等）

福祉健康センターにおいて、各種健康相談を受けています。早期発見、早期療育、治療に関係の深いものとして次の健康相談があります。

1. 健康相談の種類と相談実績（令和元年度）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 内　　　　　　　　　　　容 | 開設回数 | 相談数 |
| 遺伝相談 | 先天異常や遺伝性と考えられる異常や病気についての相談希望者に、専門医師が遺伝学や医学の正しい知識や情報を提供し、相談を行う。 | 12回 | 5件 |
| 幼児精神発達相談 | １歳６か月児・３歳児健康診査等の結果、言語、行動、情緒など精神面の障害が疑われる児童に対して、主として小児精神科医による相談を行い、早期療育や治療につなげる。 | 36 | 107 |
| ダウン症児発達相談 | 発達および育児、栄養相談、親同士の話し合いを通じて、児童に対する認識を深め、悩みや不安の軽減を図り、また、その障害を受容できるよう支援する。 | 3 | 8 |

#### 多胎児教室

多胎児は発育、発達の面で育児上の不安が大きいため、児童の健やかな発育と保護者が不安なく育児ができることを目的に開催しています。

1. 多胎児教室の実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 実施回数（回） | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 |
| 参加者数（人） | 37 | 51 | 55 | 50 | 24 |

#### 訪問入浴サービス

訪問入浴車により、他の方法では入浴が困難な重度の障害のある人の自宅に浴槽を持ち込んで入浴の介護を行っています。平成12年度からは、65歳以上の人は、介護保険制度でサービスを受けています。65歳未満の人に対しては、平成18年10月から地域生活支援事業として実施しています。

1. 訪問入浴サービス実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数（人／月） | 11 | 10 | 12 | 12 | 13 |
| 利用延回数（回／月） | 31 | 41 | 43 | 35 | 37 |

#### ねたきりの重度の障害のある人の寝具乾燥消毒

清潔かつ快適な在宅生活を送ってもらうため、寝具等の乾燥消毒を年９回、水洗いを年３回巡回して実施するものです。対象者は、在宅のねたきりの身体に重度の障害のある人（下肢または体幹障害１・２級）で65歳未満の人、対象寝具は、掛ぶとん、敷ぶとんおよび毛布です。

1. ねたきりの重度の障害のある人の寝具乾燥消毒実施状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 実施人数（人） | 31 | 33 | 25 | 25 | 25 |
| 延実施回数（回） | 141 | 108 | 87 | 88 | 77 |

#### ねたきりの重度の障害のある人の理髪・美容カットサービス

在宅のねたきりで重度の障害のある人の保健衛生の向上や気分転換の促進を図るため、理（美）容業者による出張理髪サービスを提供しています。対象者は、65歳未満で在宅で３か月以上ねたきりの重度の障害のある人（下肢または体幹障害１・２級）で、利用回数は年２回です。

1. ねたきりの重度の障害のある人の理髪サービス実施状況 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 実施延人数 | 31 | 29 | 30 | 30 | 27 |

### 医療サービス

#### 訪問看護ステーション

訪問看護ステーションは、要介護認定者、70歳以上または65歳～69歳でねたきり等障害認定を受けた人、65歳未満で脳卒中、難病性疾患、精神に重度の障害のある人、末期癌患者等に対し、看護師等を訪問させ、介護に重点を置いた看護サービスを提供します。介護保険制度の導入により、市内の訪問看護ステーションが増加しています。

1. 市内の訪問看護ステーション数の推移 単位：か所

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 訪問看護ステーション数 | 43 | 49 | 51 | 56 | 62 |

#### 育成医療・更生医療

児童福祉法に基づく身体に障害のある児童に対して公費負担医療を行う育成医療および身体障害者福祉法に基づく身体に障害のある人に対して公費負担医療を行う更生医療は、平成18年度から障害者自立支援法の自立支援医療とされました。平成25年度からは障害者総合支援法の自立支援医療となっています。育成医療および更生医療の支給状況は次のとおりです。

1. 育成医療受給児、更生医療受給者数の推移 単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 育  　成  　医  　療 | 肢体不自由 | 26 | 44 | 38 | 26 | 36 |
| 視覚障害 | 34 | 10 | 10 | 4 | 9 |
| 聴覚・平衡機能障害 | 12 | 16 | 4 | 8 | 9 |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 77 | 53 | 65 | 65 | 58 |
| 心臓障害 | 34 | 27 | 14 | 18 | 16 |
| 腎臓障害 | 4 | - | - | 2 | 3 |
| その他 | 57 | 44 | 55 | 43 | 41 |
| 計 | 244 | 194 | 186 | 166 | 172 |
| 更  　生  　医  　療 | 肢体不自由 | - | - | - | 1 | 1 |
| 視覚障害 | - | - | - | - | - |
| 聴覚・平衡機能障害 | - | - | - | - | - |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | - | - | 1 | 1 | 1 |
| 心臓障害 | 153 | 191 | 151 | 154 | 151 |
| 腎臓障害 | 1,178 | 1,235 | 1,271 | 1,335 | 1,286 |
| 計 | 1,331 | 1,426 | 1,423 | 1,491 | 1,439 |

#### 精神通院医療

精神に障害のある人に対しては、障害者総合支援法により、精神通院医療が実施されていますが、その受給者数の推移は次のとおりです。

1. 精神通院医療受給者数の推移（各年６月末現在） 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 精神通院医療受給者 | 6,318 | 6,597 | 6,618 | 6,932 | 7,296 |

#### 心身障害者医療費助成

身体に障害のある人または知的障害のある人が医療を受けた場合に、その医療費の自己負担額を助成する事業です。助成対象となるのは、65歳未満が身体障害者手帳１～３級、療育手帳Ａ・Ｂ（入院のみ）および精神障害者保健福祉手帳１級（令和２年10月より）の所持者もしくはＩＱ35以下の人（所得制限あり）、65歳以上が身体障害者手帳１～３級、４級の言語障害・音声障害、４級の下肢障害の一部、療育手帳Ａ・Ｂ（入院のみ）および精神障害者保健福祉手帳１級（令和２年10月より）の所持者もしくはＩＱ35以下の人です（所得制限あり）。

1. 心身障害者医療費助成事業実施状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 65歳未満 | 助成対象者（人） | 4,668 | 4,584 | 4,797 | 4,600 | 4,581 |
| 助成総額（千円） | 678,085 | 602,117 | 663,647 | 661,267 | 656,833 |
| 65歳以上 | 助成対象者（人） | 7,458 | 8,011 | 7,544 | 7,332 | 7,256 |
| 助成総額（千円） | 703,856 | 775,398 | 695,588 | 716,981 | 683,217 |

（注）「助成対象者」は各年度末人数

#### 重度身体障害者医療補助具支給

身体に重度の障害のある人に対し、医療補助具（集尿袋、紙オムツ、オムツカッパ等）を給付しています。石川県脊髄損傷者協会金沢支部に委託して実施している事業で、平成８年度の中核市移行に伴い、本市に移譲されました。

1. 重度身体障害者医療補助具支給状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 給付者数　（人） | 32 | 30 | 24 | 28 | 32 |
| 給付総額（千円） | 540 | 540 | 540 | 540 | 540 |

#### 医療機関

本市には、病院が44か所、一般診療所が411か所、歯科診療所が226か所あり、病床数は総計9,331床です。障害者関連医療機関としては、身体に障害のある人のリハビリテーション等を担当する指定更生医療機関（指定育成医療機関）が26か所、精神科病院が10か所、精神科診療所が19か所あります。

1. 医療機関の概要（令和２年３月末現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 病　　　院 | 一般診療所 | 歯科診療所 |
| 施設数（か所） | 44 | 411 | 226 |
| 病床数　（床） | 9,331 | 400 | - |

1. 障害者関連医療機関の概要（令和２年10月１日現在）

１　指定更生医療機関（指定育成医療機関）

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関名 | 担当する医療 |
| 独立行政法人国立病院機構金沢医療センター | 耳鼻いんこう科、整形外科、腎臓、腎移植、心臓、脳神経外科、口腔 |
| 金沢大学附属病院 | 眼科、耳鼻いんこう科、整形外科、腎臓、腎移植、心臓、肝臓、肝臓移植、脳神経外科、口腔、小腸、免疫 |
| 金沢こども医療福祉センター | 整形外科 |
| 石川県立中央病院 | 眼科、整形外科、腎臓、心臓、形成外科、脳神経外科、口腔、免疫 |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構  金沢病院 | 腎臓 |
| 国家公務員等共済組合連合会　北陸病院 | 腎臓、心臓 |
| 石川県済生会金沢病院 | 整形外科、腎臓 |
| 公益社団法人石川勤労者医療協会  城北病院 | 腎臓 |
| 浅ノ川総合病院 | 眼科、腎臓 |
| 金沢市立病院 | 眼科、整形外科、腎臓、心臓 |
| 医療法人社団博友会　金沢西病院 | 腎臓 |
| 金沢循環器病院 | 心臓、腎臓 |
| 金沢赤十字病院 | 腎臓、心臓 |
| こしの内科クリニック | 腎臓 |
| 医療法人社団中央会　金沢有松病院 | 腎臓 |
| 西東泌尿器科医院 | 腎臓 |
| パークビル透析クリニック | 腎臓 |
| 社会医療法人財団董仙会恵寿金沢病院 | 免疫 |
| 医療法人社団　和田歯科医院 | 歯科矯正 |
| 医療法人社団　にいざわ歯科医院 | 歯科矯正 |
| 香林歯科矯正歯科 | 歯科矯正 |
| 中川歯科医院 | 歯科矯正 |
| しま矯正歯科 | 歯科矯正 |
| コシダクリニック | 整形外科 |
| マッサン内科・透析クリニック | 腎臓 |
| 西インター内科・透析クリニック | 腎臓 |

２　精神科病院 ３　精神科診療所

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 病院名 | 病床数 |  | 診療所名 | 診療所名 |
| 金沢大学附属病院 | 46床 | 岡部診療所  かとうクリニック  さぶりクリニック  Ｊクリニック  心療内科石井クリニック  中山クリニック  金沢こころクリニック  やすもと医院  メンタルクリニックくまぶん  平松医院 | 北山こころのクリニック  ひろメンタルクリニック  松下内科胃腸科クリニック  みずのクリニック  ミロク町診療所  わせだクリニック  城北診療所  井上クリニック  ヴィークリニック |
| 国立病院機構　金沢医療センター | 42 |
| 社会医療法人財団松原愛育会　松原病院 | 425 |
| 医療法人岡部病院 | 294 |
| 医療法人十全病院 | 256 |
| 医療法人かないわ病院 | 186 |
| 結城病院 | 171 |
| 桜ケ丘病院 | 496 |
| 青和病院 | 130 |
| 医療法人社団医王会　医王ケ丘病院 | 88 |
| 合　　　計 | 2,134 |

### 機能回復・維持訓練

#### 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）とは、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人（難病患者等を含みます。）や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練等を受けられるサービスです。

なお、自立訓練（機能訓練）は、その標準的な利用期間が原則として、１年６か月間以内と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入居施設を利用してもよいとされています。また、条件次第では１年間の延長も可能です。

1. 自立訓練（機能訓練）利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数（人／月） | 13 | 10 | 15 | 18 | 15 |
| 利用延日数（日／月） | 147 | 72 | 151 | 174 | 164 |

#### 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）とは、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人または精神に障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けられるサービスです。

なお、自立訓練（生活訓練）は、その標準的な利用期間が原則として、２年間（長期間入院者等は３年間）以内と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入居施設を利用してもよいとされています。また、条件次第では１年間の延長も可能です。

1. 自立訓練（生活訓練）利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数（人／月） | 60 | 56 | 49 | 54 | 65 |
| 利用延日数（日／月） | 648 | 726 | 645 | 670 | 957 |

#### 精神科デイ・ケア

回復途上にある精神に障害のある人の社会適応を図るため、医療機関において、医学的管理のもとに、専門スタッフによる集団療法、作業療法を行っています。市内の実施医療機関は次のとおりです。

1. 精神科デイ・ケア実施施設（令和２年４月１日現在）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名　　　　称 | 区　分 | 名　　　　称 | 区　分 |
| すみれ台デイケア  デイケア・ピア  デイケア　アムール  さくらんぼ | デイ・ナイト  デイ・ナイト  デイ・ナイト  デイ・ナイト | デイケアフルフル  ひろメンタルクリニックデイケア  ディアーズ | デイ  デイ  デイ |

#### 生活介護

生活介護は、常に介護を要する障害のある人（障害支援区分が一定以上である必要があります。）が、主として昼間において、障害者支援施設（入所施設）や通所施設で、入浴、排せつ又は食事の介護を受けられるとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けられるサービスです。このサービスは、施設入居者も利用することができます。

1. 生活介護利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数（人／月） | 889 | 899 | 920 | 962 | 937 |
| 利用延日数（日／月） | 18,228 | 18,600 | 18,855 | 18,958 | 18,744 |

#### 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、平成18年10月から障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施しています。従来の障害者デイサービスや精神障害者地域生活支援センター、小規模作業所等で就労継続支援などの障害福祉サービスの日中活動系サービスに移行していないところが地域活動支援センターに該当します。

1. 地域活動支援センター利用状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 事業所数（か所） | 19 | 18 | 16 | 16 | 14 |
| 利用者数（人／月） | 471 | 424 | 459 | 468 | 470 |

### 重症心身障害のある人や難病の人への支援

#### 療養介護

療養介護とは、医療を要する障害のある人であって常に介護を要する人が、病院等への長期入院による医療的ケアに加え、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の支援を受けられるサービスです。療養介護は、筋萎縮性側索硬化症（ＡＬＳ）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人および筋ジストロフィー患者が対象でしたが、平成24年度から、児童福祉法等の改正により18歳以上の重症心身障害児施設入所者および18歳以上の児童福祉法に基づく指定医療機関入院者も対象となりました。

1. 療養介護利用状況 単位：人／月

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 利用者数 | 94 | 93 | 97 | 97 | 94 |

#### 特定疾患・小児慢性特定疾患患者への公費負担

治療がきわめて困難である特定疾患患者および治療が長期間にわたる小児慢性特定疾患患者は、医療費が高額になることから、その治療にかかる患者の自己負担分の一部または全額を公費負担としています。特定疾患および小児慢性特定疾患の認定患者数の推移は次表のとおりです。

1. 特定疾患認定患者数・小児慢性特定疾患認定患者数の推移（年度末現在） 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 特定疾患認定患者数 | 7 | 6 | 6 | 5 | 5 |
| 小児慢性特定疾患認定患者数 | 500 | 466 | 449 | 422 | 417 |

#### 在宅難病患者療養支援事業

在宅難病患者とその家族を対象に療養相談会を実施したり、関係機関と連携し患者の支援に関わる専門員との連絡会を開催しています。また、福祉健康センター窓口において個々の相談や必要に応じて訪問指導を行っています。

1. 在宅難病患者療養支援事業相談状況 単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 相談者数 | 72 | 54 | 83 | 153 | 188 |

## Ⅹ　知　　る

### 行政情報

#### 「身体・知的・精神に障害がある方の便利帳」（サービス案内）の発行

各種障害者手帳や援護機関の紹介をはじめ、生活の保障・暮らしのあらまし、税金、住まい、健康と医療などの項目ごとに、様々な福祉サービス等について掲載しています。また、視覚に障害のある人への情報提供の一環として、点字データ化および点字版冊子とＣＤ録音版を隔年で発行しています。

#### テレビ広報字幕入りビデオ

市政広報テレビ番組に字幕スーパーを入れたビデオの貸し出しを行っています。

#### 通知書等点訳サービス

市役所障害福祉課内に点字パソコンを設置し、市税や保険料の納入通知書の点訳を行っています。

#### 聴覚に障害のある人・視覚に障害のある人に配慮した情報提供

○市広報・議会だより

「市広報」の点字版、弱視用拡大版および音声テープと、「議会だより」の点字版を発行しています。また、視覚に障害のある人に、市・県民税特別・普通徴収納税通知のおしらせや、水道・下水道・ガスの検針票の内容の点字文書を送付しています。

1. 市広報・議会だより（令和元年度）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 市広報 | | | 議会だより |
| 点 字　版 | 弱視用拡大版 | 音声テープ | 点字版 |
| 年回数（回） | 12 | 52 | 12 | 4 |
| 部　数（部） | 120 | 230 | 60 | 120 |

○市ホームページ

市ホームページでは、平成19年２月から文字の拡大や読み上げを行う閲覧補助ソフトを導入しています。

○マスメディアを利用した情報提供

視覚に障害のある人や聴覚に障害のある人の情報提供に配慮した広報は次のとおりです。

1. マスメディアを利用した情報提供（令和２年度）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　　　　称 | 回 数 等 | 備　　　　　　　考 |
| ラジオ広報  　「グッディ金沢」  　「いいね金沢！耳より情報」  　「ちょっときいてたいま！」 | 週１回　毎週金  週４回毎週月～木  週１回　毎週土 | 北陸放送（ＭＲＯ）  ラジオかなざわ  ラジオかなざわ |
| 「ピープル・アンド・シティ・　アイ・ラブ・カナザワ」 | 週１回　毎週日 | エフエム石川 |
|  |  |  |
| テレビ広報  　「いいね金沢」  　「みまっし金沢」  　「まいどさんの金沢クイズ」  　「かなざわジャーナル」  　「いいね金沢ケーブルリポート」 | 隔週　土  隔週　土  隔週　土  年２回　日  毎日４～６回 | いずれも手話通訳を入れて放送しています。  北陸放送（ＭＲＯ）  石川テレビ（ＩＴＣ）  テレビ金沢（ＫＴＫ）  北陸朝日放送（ＨＡＢ）  金沢ケーブルテレビネット（ＫＣＴ） |

### 一般情報

#### 図書館サービス

①玉川図書館では、金沢市内の身体に重度の障害のある人を対象に、図書の郵送貸出を行うとともに、新刊図書の紹介、調べものの手伝いなどを行っています。

②泉野図書館では、視覚に障害のある人に、録音図書、点字図書、点字雑誌の郵送貸出を行うとともに、図書・雑誌・新聞等の対面朗読、音訳パソコンサービス、視覚障害者向け広報によるおすすめ図書の紹介、調べものの手伝いなどを行っています。

③玉川図書館、泉野図書館、金沢海みらい図書館では、文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人でもやさしく読めるよう工夫されているＬＬブックや大活字本の貸し出しを行っています。

#### 障害者録音図書貸出

一般図書を読むことが困難な重度の障害のある人のために、石川県視覚障害者情報文化センター内に録音図書コーナーを設置しています。令和２年３月31日現在の録音図書数はカセットが5,581タイトル、21,643巻、ＤＡＩＳＹ版録音図書ＣＤが7,508枚です。

令和元年度の貸出件数は、カセット1,014回、ＣＤは27,121回でした。

## Ⅺ　参加する

### 障害者施策等への市民参加

#### 金沢市障害者施策推進協議会

障害者計画の推進や必要な見直し、新たな施策の立案を行うため、障害者基本法第36条第４項に規定する審議会その他合議制の機関として、障害のある人およびその関係者を委員として含む金沢市障害者施策推進協議会を設置しています。委員は、「障害のある人及びその家族」「障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する人」「知識経験者」で構成されています。上記以外にも、各年度のテーマに沿った専門委員に加わっていただいています。

また、金沢市障害者施策推進協議会委員を２つに分けたワーキンググループにより、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、障害者施策等の点検・評価を行っています。ワーキンググループは、テーマ別に、第１ワーキング（守られる・住まう・働く・得る・参加する・使う）、第２ワーキング（学ぶ・遊ぶ・つきあう・出かける・すこやかに暮らす・知る）となっています。このほかに、令和２年度は苦情解決等専門委員会、権利擁護推進・差別解消等専門委員会、障害者計画策定専門委員会が設置されています。

1. 金沢市障害者施策推進協議会等開催状況 単位：回

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
| 推進協議会 | 2 | 2 | 3 | 2 | 2 |
| ワーキング | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 専門委員会 | 3 | 3 | 1 | 1 | 6 |

#### 金沢市障害者自立支援協議会

障害のある人や難病患者などへの支援の体制の整備を図るため、地域の障害のある人や難病患者への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関として、障害者総合支援法第89条の３の規定により平成24年11月１日から金沢市自立支援協議会を設置しています。委員は、障害のある人の関係団体、障害のある人やその家族、障害のある人の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務の従事者、知識経験者などで構成されています。

なお、上記以外にも各種の専門部会が設置され、各部会のテーマに沿った専門委員に加わっていただいています。令和２年度は、就労専門部会、地域生活支援拠点等整備検討専門部会、児童専門部会、日常生活用具検討専門部会を設置しています。

#### 市民フォーラム

障害者計画の推進にあたり、障害のある人など当事者の声をお聴きするほか、市民が障害に対する理解を深める場として市民フォーラムを開催しています。一般公募した実行委員と金沢市障害者施策推進協議会委員で構成するフォーラム実行委員会により、企画・運営されています。

1. 市民フォーラム開催状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 開催日時 | 会　　場 | テーマ、内容等 | 参加人数 |
| 平成27年度 | 12月23日（水祝）13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「障害者差別解消法」の施行に向けて  ～みんなで考えよう合理的配慮～ | 100人 |
| 3月6日（日）13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「障害者差別解消法」の施行を前に  ～当事者の声から合理的配慮について学ぼう～ | 100 |
| 平成28年度 | 11月23日（水祝）13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「よくなったこと教えて、変わらんこと教えて」  ～障害者差別解消法が始まって～ | 110 |
| 2月26日（日）13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「災害時、私にできることはなあに？」 | 110 |
| 平成29年度 | 12月10日（日）13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「使ってますか　相談支援」  ～窓口は？相談体制？ネットワーク～ | 92 |
| 3月4日（日）  13:30～16:30 | 石川県社会福祉会館 | 「高齢化のこと、話してみませんか」 | 110 |
| 平成30年度 | 11月23日（金祝）  13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「災害にそなえていつ・どこへ・どうする」  ～情報収集・コミュニケーションの大切さ・自分たちでできることを考えよう～ | 90 |
| 3月2日（土）  13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「障害のある人にとって、金沢は観光しやすいところ？」 | 90 |
| 令和元年度 | 12月1日（日）  13:30～16:30 | 松ヶ枝福祉館 | 「一人ひとりが主役！まずは知ろう！！  「ノーマライゼーションプラン金沢２０２１に向けて」」 | 90 |
| 2月24日（月祝）  13:00～16:00 | 松ヶ枝福祉館 | 「みんなで未来を計画しよう」～私たちが大切にしたいこと～ | 中止 |

1. 令和２年度実施体制図



### 参政権等

#### 投票所の整備

本市では、投票所の段差解消やスロープの設置を順次進めています。また、投票所への車いすの配備や、高さの低い記載台の設置も行っています。

視覚に障害のある人への対応としては、点字器の配備、点字用投票用紙・点字用氏名等掲示紙の作成、さらに拡大鏡・老眼鏡の配備等を行っています。

さらに、土足のまま投票することができる投票所の拡充に努めています。

#### 期日前投票所の整備

投票日に投票所に行けない理由のある人は、公示（告示）日の翌日から投票日の前日まで毎日午前８時30分から午後８時まで、期日前投票ができます。

本市では、市内の福祉健康センターなど市民の利用しやすい施設12か所において、期日前投票所を設けています。

#### 投票するための情報提供

金沢市では、点字版広報「かなざわ」において、選挙期日のお知らせを行っています。

また、候補者の氏名、経歴等の選挙情報を提供する選挙公報の機能を代替または補完するものとして、点字または音声による「選挙のお知らせ版」により、情報提供を行っています。

#### 国への要望

障害のある人の参政権の行使に配慮するため、郵便投票制度の対象者拡大や、政見放送、演説会等における手話通訳、字幕スーパーの導入など、公職選挙法の改正や施策の充実について、国に必要な要望をしていきます。

## Ⅻ　使　　う

### 各種相談

#### 金沢市障害者自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、相談支援事業者、サービス事業者、雇用、教育など、関連する分野の関係者を含めたネットワークを構築し、地域における障害のある人等を支えるための仕組みづくりの中核的役割を果たす金沢市障害者自立支援協議会を平成24年度に立ち上げ、地域の関係機関の連携強化に努めています。自立支援協議会の委員は、金沢市障害者施策推進協議会委員を中心とし、その協議内容等は次のとおりです。

地域での生活で問題を抱え支援が必要なケース（困難事例）

協　議　内　容

・サービス利用に関する利用者やサービス事業者の意見に基づいた内容等の検討

・障害のある人等に対する虐待防止の方策の検討

・困難事例の対応策の検討や事例に共通する課題の整理　等

#### 金沢市障害者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業所等に対する専門的指導・助言、研修会の企画・開催などを実施しています。また地域生活支援拠点推進事業に従事する地域連携コーディネーターを配置しています。

#### 巡回専門相談事業

|  |  |
| --- | --- |
| 図表３－３－106　巡回専門相談相談員（令和２年度） | |
| 区　　　　分 | 人　数 |
| 医師 | 1人 |
| 大学教授等 | 9 |
| 臨床心理士、理学療法士等 | 8 |
| 計 | 18 |

教育プラザでは、保育所、認定こども園、幼稚園、小中学校等からの申込みに対し、集団活動場面での児童生徒の不適応や発達障害等への支援の充実を図るため、専門的知識・経験を有する巡回専門相談員が巡回を実施し、児童生徒の行動特徴などの把握を行いながら、保育職員や教職員、保護者等への支援を行っています。

1. 巡回専門相談等実施状況 単位：件

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 総　数 | 巡回施設の区分 | | | | |
| 幼稚園 | 保育所等 | 小学校 | 中学校 | 児童館  児童クラブ |
| 平成27年度 | 294 | 19 | 72 | 157 | 24 | 22 |
| 平成28年度 | 307 | 10 | 98 | 158 | 27 | 14 |
| 平成29年度 | 224 | 12 | 86 | 101 | 2 | 23 |
| 平成30年度 | 271 | 19 | 99 | 122 | 7 | 24 |
| 令和元年度 | 266 | 23 | 114 | 104 | 6 | 19 |

#### 障害者相談支援事業

地域において単身で生活するなどの自立生活を営んでいる身体に障害のある人の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行うものです。この事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の相談支援事業として、金沢健康福祉財団に委託して実施しています。

#### 知的障害者生活支援事業

地域において単身で生活するなどの自立生活を営んでいる知的障害のある人の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行うものです。この事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の相談支援事業として、「オープンセサミ城南」に委託して実施しています。

#### 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害のある児（者）、知的障害のある児（者）および身体に障害のある児童の地域における生活を支えるため、巡回相談、訪問による健康診査、各種福祉サービスの提供にかかる援助・調整などを行うものです。この事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の相談支援事業として、「石川療育センター」に委託し実施しています。

#### 精神に障害のある人の相談支援事業

精神に障害のある人の相談支援については、「地域活動支援センターあるふぁ」（岡部診療所）、「ピアサポートいしびき」（松原病院）が精神保健福祉士などの専門職員を配置し、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援など必要な支援を行っています。

#### 相談支援機能強化事業

障害者相談支援事業を委託した社会福祉法人等に、相談支援専門員として精神保健福祉士等の資格を持つ専門職員を配置し、相談支援機能強化を図ります。

### 民間の相談員

　障害のある人等の福祉の増進を図るため、これらの相談に応じ、必要な指導・援助を行う民間の相談員として、法定化されているものに民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員および精神障害者相談員があります。このほかに、本市においては、障害のある人の家庭訪問をしたり、声かけ、見守り等を行うまちぐるみ福祉活動推進員を置いています。

1. 各種相談員数（令和２年４月現在） 単位：人

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 民生委員  児童委員 | 身体障害者相談員 | 知的障害者相談員 | 精神障害者相談員 |
| 人　　数 | 1,014 | 29 | 10 | 8 |

### 窓口相談

#### 福祉と健康の総合窓口の設置

市役所本庁舎と３か所の福祉健康センターに福祉と健康の総合窓口を開設し、各種相談や主要な福祉サービスの利用申込に対応できるようにしています。

#### 聴覚障害者窓口相談業務

聴覚に障害のある人の行政に関する相談の処理および窓口サービスの確保のため、手話通訳のできる手話相談員を配置しています。令和元年度は、521件の相談がありました。

#### 聴覚障害者相談事業補助

聴覚に障害のある人の各種相談に応じ、適切な助言・指導を行うことにより、日常生活の安定を図ることを目的として、金沢市聴力障害者福祉協会事務所において行っています。

#### 精神保健相談

各福祉健康センターで、精神科医による「こころの健康相談」「アルコール依存相談」の他、心理士による相談などを定期的に行っています。